

福祉の概要

令和 5 年度 版



目 次

1. はじめに……………1p
2. 福祉事務所の沿革と行政機構……………2p
- (1) 沿革……………2p
- (2) 石垣市行政機構図……………4p
- (3) 石垣市福祉事務所事務分掌……………5p

〔生活保護〕

1. 管内の生活保護の概況……………10p
- (1) 生活保護申請過程『経路図』……………10p
- (2) 地区別保護の状況……………11p
2. 生活保護の動向……………12p
- (1) 本市の動向……………12p
- (2) 相談種別による相談状況の推移……………12p
- (3) 本市・県・市部別の保護動向……………13p
- (4) 扶助別被保護世帯数、人員の推移……………14p
- (5) 月別相談件数……………15p
- (6) 生活保護相談状況の年度別推移……………15p
- (7) 労働力類型別被保護世帯の推移……………16p
- (8) 世帯類型世帯状況……………17p
- (9) 医療扶助の状況……………18p
- (10) 施設・居宅別介護扶助人員の状況……………18p
- (11) 生活保護の開始理由別世帯数……………19p
- (12) 生活保護廃止理由別世帯数……………20p
3. 生活保護費扶助別支給状況……………21p
- (1) 年度別生活保護費の支給状況……………21p

〔障がい者（児）福祉〕

1. 障害者総合支援法について……………23p
2. 身体障がい者福祉……………23p
- (1) 身体障害者手帳の交付……………23p
3. 知的障がい者福祉……………25p
- (1) 療育手帳の交付……………25p
4. 精神障がい者福祉……………26p
- (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付……………26p
5. 自立支援給付等の各種サービス……………26p
- (1) 訪問系サービス……………26p
- (2) 日中活動系サービス……………27p
- (3) 居住系サービス……………28p
- (4) 施設入所支援……………28p
- (5) 自立支援医療……………28p
- (6) 補装具……………30p
- (7) 相談支援……………31p
6. 地域生活支援事業……………31p
- (1) 相談支援事業……………31p
- (2) 意思疎通支援事業……………32p
- (3) 日常生活用具給付等事業……………32p
- (4) 移動支援事業……………33p
- (5) 地域活動支援センター事業……………33p
- (6) 成年後見制度利用支援事業……………33p
- (7) その他の事業……………33p
7. その他障がい者福祉事業……………35p
- (1) 重度心身障害者（児）医療費助成事業……………35p
- (2) 特別障害者手当等の給付事業……………35p
- (3) 心身障害者（児）扶養共済事業……………35p

- (4) 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業……………35p
- (5) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業……………36p
8. 石垣市内の障がい者・児福祉に係る指定事業所……………37p

〔高齢者福祉〕

1. 施策の体系……………42p
2. 主な高齢者福祉事業……………44p
- 石垣市地域包括支援センター……………48p

〔介護保険〕

1. 介護保険制度について……………56p
2. 要介護認定者数と認定率の推移……………57p
3. 要介護・要支援認定の申請からサービス利用までの流れ……………58p
4. 介護保険で受けられるサービス……………58p
- (1) 在宅サービス……………58p
- (2) 施設サービス……………61p
- (3) 地域密着型サービス……………62p
- (4) 有料老人ホーム……………63p
- (5) サービス付き高齢者向け住宅……………63p
- (6) 償還給付サービス……………64p
5. 介護保険料……………65p
- (1) 保険料率と保険料月額……………65p
- (2) 介護保険料の決め方……………65p
- (3) 所得別段階表……………65p
- (4) 低所得者への保険料の軽減策……………65p
6. 利用者負担……………66p
- (1) 高額介護サービス費……………66p
- (2) 居住費及び食費の負担軽減「特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）」……………66p
- (3) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援……………67p
7. 介護保険制度における各種サービス利用状況……………68p

〔児童保育〕

- 子ども・子育て支援新制度について……………71p
1. 保育所・こども園（2号・3号認定）……………72p
- (1) 保育所等への入所……………72p
- (2) 石垣市発達支援児保育事業……………75p
2. 石垣市子どもセンターについて……………76p
3. 石垣市ファミリーサポートセンターについて……………77p
4. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について……………78p
5. 地域子育て支援拠点事業について……………79p
6. 利用者支援事業について……………80p

〔児童福祉〕

1. 児童福祉について……………82p
- (1) 家庭児童相談室……………82p
- (2) 助産施設入所について……………83p
2. ひとり親家庭及び寡婦福祉について……………83p
- (1) 母子等世帯数及び理由別状況……………83p
- (2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付……………84p
- (3) 母子及び父子家庭等医療費助成事業……………84p
- (4) 母子家庭等日常生活支援事業……………84p
3. 児童扶養手当について……………85p
- (1) 受給資格者……………85p

(2) 手当の額	85p
(3) 手当の支給	86p
(4) 児童扶養手当受給者数	86p
4. 特別児童扶養手当について	86p
(1) 受給資格者	86p
(2) 手当の額	85p
(3) 手当の支給	86p
(4) 特別児童扶養手当受給者数	87p
5. 児童手当	89p
(1) 趣旨	89p
(2) 支給対象	89p
(3) 支給額	89p
(4) 支給時期	89p
(5) 児童手当支給状況	89p
6. 女性相談業務について	90p
7. 子どもの貧困対策について	91p

〔 地域福祉 〕

1. 民生委員・児童委員について	93p
(1) 関係法令	93p
(2) 委嘱	93p
(3) 任期	93p
(4) 報酬	93p
(5) 活動の基本	93p
(6) 民生委員・児童委員の活動状況	94p
2. 地域福祉ネットワーク事業について	96p
(1) 福祉ニーズの把握及び福祉活動についての住民への啓蒙活動	96p
(2) 地域内ボランティア活動に関する相談、登録斡旋及び研修	96p
(3) 住民組織、ボランティア団体、行政機関等のネットワーク形成	96p
(4) 住民参加型福祉活動の支援	96p
(5) 企画及び調整	97p
3. 石垣市福祉のまちづくりについて	98p
(1) 特定生活関連施設の建設等について	98p
(2) 特定生活関連施設等一覧	99p
(3) これまでの経過について	100p

〔 社会福祉団体 〕

社会福祉団体	102p
--------	------

1. はじめに

わが国では、少子高齢化の進行や人口の減少、貧困化・格差拡大等により、社会経済に起因するさまざまな社会問題や地域における生活課題は多様化しています。本市でも社会環境の変化に伴い8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーや引きこもり等、地域が抱える課題は複雑化し多様な支援が求められています。

当福祉事務所では、令和4年度に本市の福祉政策を総合的に推進する「地域福祉計画」と、民間相互の連携により地域福祉活動を実践する社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的にした「第3次石垣ほっとハートプラン(第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画)」を策定いたしました。令和5年度を初年度とし、令和9年度を最終年度とする5カ年計画としております。

併せて、こども未来局においては、児童館の整備や子どもの貧困対策等について、より充実を図るための施策を推進しております。

多様化・複雑化している地域の福祉課題に対し、市民や地域組織、行政、社会福祉協議会及び関係機関等が連携・協力し、共助のまちづくりがより一層充実することを目指し取り組んでいきます。

結びにあたり、生活保護をはじめ、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、児童保育、児童福祉、地域福祉等、各分野の事業実績を取りまとめた令和5年度版「福祉の概要」を多くの皆様にご高覧いただき、地域福祉活動の一助としてご活用頂ければ幸いです。

令和5年 5月

石垣市福祉部

部長 南風野 哲彦

2. 福祉事務所の沿革と行政機構

(1) 沿革

- 昭和 47 年 5 月 15 日—沖縄の本土復帰。社会福祉事業法及び福祉六法、その他諸種の法令は本土法が適用される。
- 昭和 47 年 7 月 3 日—沖縄県厚生部長文書、昭和 47 年 6 月 9 日付け「本土復帰に伴う社会福祉関係法令の適用に関する特例について」及び同じく昭和 47 年 7 月 3 日付「福祉事務所設置のための幹部職員の推薦について」により、昭和 48 年 4 月 1 日を石垣市福祉事務所設置の日処とする。
- 昭和 47 年 8 月 14 日—沖縄県八重山福祉事務所へ幹部予定職員 5 名を研修のため派遣。
- 昭和 47 年 10 月 10 日—石垣市市民課内に「福祉事務所準備係」を設置。
- 昭和 48 年 2 月 4 日—沖縄県八重山福祉事務所へ現業員予定職員 11 名研修のため派遣。
- 昭和 48 年 4 月 1 日—「石垣市福祉事務所設置条例」制定。
石垣市新栄町 4 番地の石垣市社会福祉センターの一部を事務所として定め、沖縄県八重山福祉事務所より福祉地区及び関係事務を継承して、石垣市福祉事務所を設置。
設置時の陣容は、所長、庶務係 4 名、保護第一係 4 名、保護第二係 4 名、福祉係 4 名の合計 17 名であった。
- 昭和 56 年 7 月—石垣市本庁新庁舎へ移転。
- 昭和 62 年 12 月 1 日—部制施行により、家庭奉仕員が民生課より移管。
- 平成 7 年 5 月—機構改革により、福祉事務所に福祉課と児童家庭課が設置。
福祉課には老人福祉センターが、児童家庭課には児童保育係が民生課より移管された。
- 平成 8 年 4 月 1 日—老人福祉センターの管理運営を石垣市公共施設管理公社へ委託。
- 平成 9 年 4 月 1 日—伊原間保育所開設。
- 平成 10 年 5 月 15 日—介護保険準備室設置。
- 平成 12 年 4 月 1 日—介護保険制度施行により介護長寿課設置。
- 平成 13 年 4 月—基幹在宅支援センター設置。
- 平成 17 年 4 月—老人福祉センターの管理運営が介護長寿課直営となる。
- 平成 18 年 4 月—基幹在宅支援センターが発展解消し地域包括支援センター創設。
機構改革により福祉課が障がい福祉課に課名変更。
- 平成 19 年 4 月—機構改革により福祉総務課が新設され、部(所)内の統括課となり、調整担当が配属。
福祉総務課には総務係と保護係が、障がい福祉課には障がい福祉係と在宅福祉係となる。
- 平成 20 年 7 月—川平保育所移転（県道整備に伴い）。
- 平成 22 年 1 月—石垣市子どもセンター開設（健康福祉センター内）。
- 平成 23 年 4 月—機構改革により「保健福祉部」が廃止。
新たに「市民保健部」と「福祉部」が新設。
福祉総務課に「第 1 保護係」と「第 2 保護係」設置。
介護長寿課「長寿推進係」が「がんじゅう係」へ、児童家庭

課「子育て推進係」が「子育て支援係」へそれぞれ変更。

- 平成 27 年 3 月—児童家庭課に「子ども政策係」を新設。

- 平成 30 年 4 月—機構改革により「児童家庭課」が廃止。

「こども未来局」が新設。「こども未来局」内に「子育て支援課」及び「こども家庭課」を設置。

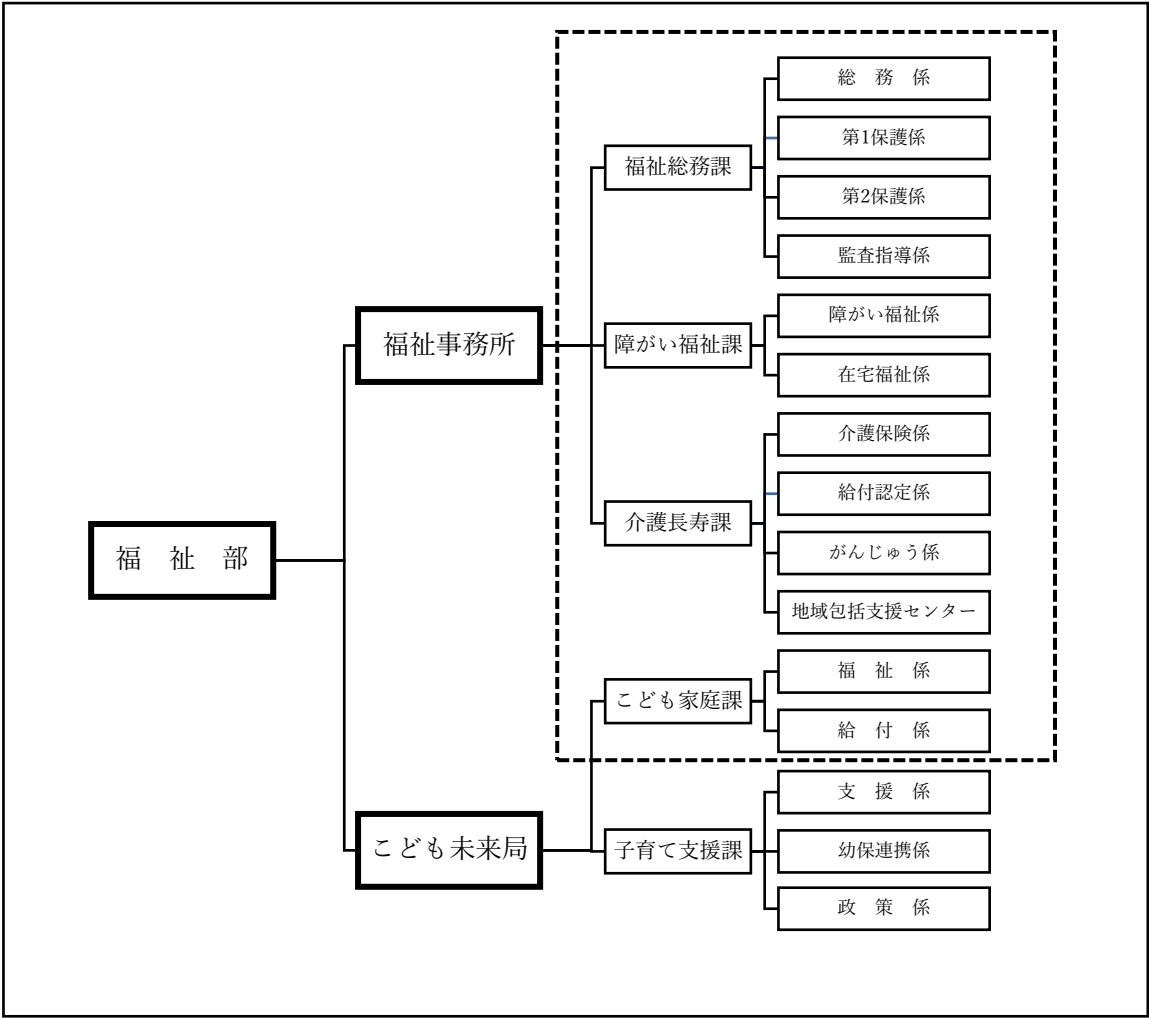
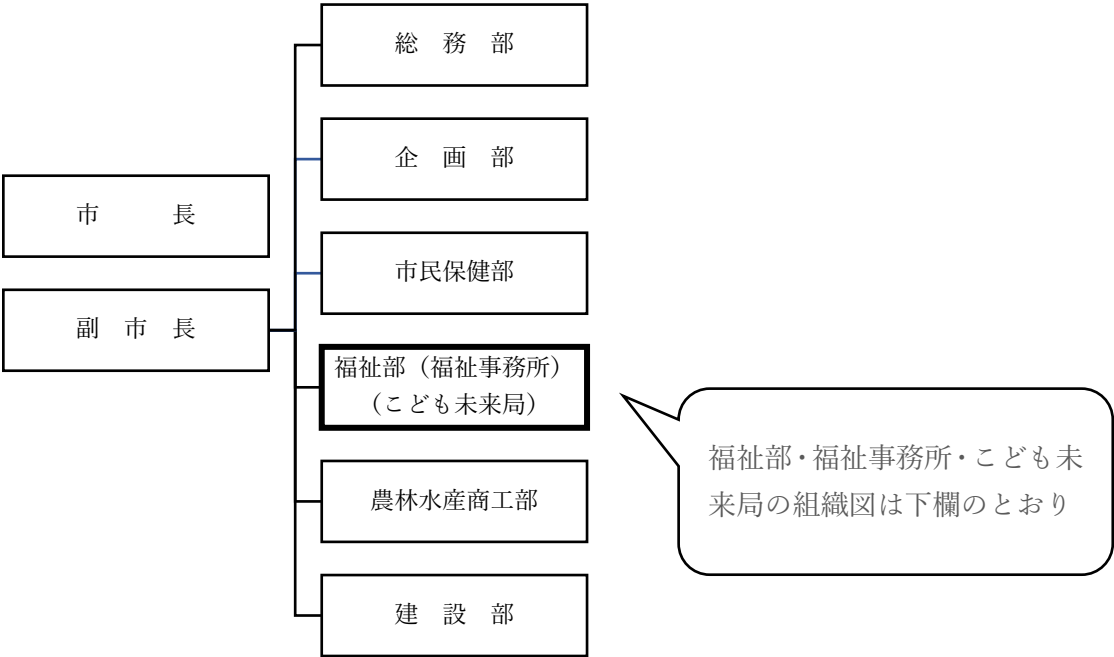
「監査指導室」を廃止。

福祉総務課内に「監査指導係」を設置。

- 令和 元 年 8 月—「結い心センター（石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設）開設。

(2) 石垣市行政機構図

(令和4年4月1日現在)



※子育て支援課の統計情報についても本書に掲載しています。

(3) 石垣市福祉事務所 事務分掌

課 名	分 掌 事 務
福祉総務課 ・総務係 ・第1保護係 ・第2保護係 ・監査指導係	(1) 部所管事務の総合調整に関すること。 (2) 福祉に関する計画等に関すること。 (3) 社会調査及び福祉情報に関すること。 (4) 民生委員及び児童委員に関すること。 (5) 石垣市社会福祉協議会に関すること。 (6) 福祉のまちづくりの推進に関すること。 (7) 災害時要援護者対策に関すること。 (8) 所管する社会福祉法人の認可等に関すること。 (9) 生活保護法に関すること。 (10) 保護金品及び措置費の支給に関すること。 (11) 保護金品及び措置費に係る徴収金の調定及び徴収に関すること。 (12) 医療事務及び指定医療機関に関すること。 (13) 保護に係る診療報酬明細処理に関すること。 (14) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 (15) 面接相談に関すること。 (16) 介護扶助事務に関すること。 (17) 中国残留邦人等支援給付に関すること。 (18) 生活困窮者自立支援法に関すること。 (19) 子どもの貧困対策に関すること。 (20) 他課に属しない社会福祉に関すること。 (21) 社会福祉法人等の指導監査に関すること。 (22) 社会福祉法人の認可等審査に関すること。
障がい福祉課 ・障がい福祉係 ・在宅福祉係	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。 (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に関すること。 (3) 身体障害者（児）福祉に関すること。 (4) 知的障害者（児）福祉に関すること。 (5) 精神障害者（児）福祉に関すること。 (6) 特別障害者手当等に関すること。 (7) 重度心身障害者（児）医療費助成に関すること。 (8) 所管する社会福祉法人の認可等に関すること。 (9) 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者虐待防止センターに関すること。 (10) その他障がい福祉に関すること。

介護長寿課 ・介護保険係 ・給付認定係 ・がんじゅう係 ・地域包括支援センター	(1) 介護保険事業の企画運営に関する事。 (2) 特別会計予算に関する事。 (3) 保険料の賦課及び調定・徴収に関する事。 (4) 介護保険事業計画に関する事。 (5) 保険料の減免・督促・滞納処分に関する事。 (6) 被保険者の資格管理に関する事。 (7) 被保険者証の発行に関する事。 (8) 住所地特例の管理に関する事。 (9) 生活保護者の保険料に関する事。 (10) 保険料の還付に関する事。 (11) 審査請求に関する事。 (12) 介護保険事業状況報告に関する事。 (13) 被保険者の台帳整理に関する事。 (14) 介護保険条例・規則・要綱に関する事。 (15) 財政調整交付金に関する事。 (16) 文書の収受、保存文書の整理管理に関する事。 (17) 関係課との調整に関する事。 (18) 介護保険の認定審査に関する事。 (19) 介護保険給付及び市町村特別給付に関する事。 (20) 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監査に関する事。 (21) 老人福祉法に関する事。 (22) 措置に係る徴収金の徴収に関する事。 (23) 敬老会に関する事。 (24) 老人福祉センターの管理運営に関する事。 (25) 老人の健康増進、その他福利等の企画推進に関する事。 (26) 所管する社会福祉法人の認可等に関する事。 (27) 地域包括支援センターの運営に関する事。 (28) 指定介護予防事業所業務管理に関する事。 (29) 介護予防事業に関する事。 (30) 総合相談支援事業に関する事。 (31) 権利擁護事業に関する事。 (32) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する事。
---	--

子育て支援課 ・ 支援係 ・ 幼保連携係 ・ 政策係	(1) 局所管事務の総合調整に関する事。 (2) 児童福祉施設に関する事（保育所、認定こども園、児童館等）。 (3) 保育所の管理運営に関する事。 (4) 保育所・認定こども園・幼稚園・幼稚園一時預かり等の入退所に関する事。 (5) 保育料の調定及び徴収に関する事。 (6) 保育料の減免及び徴収猶予に関する事。 (7) 発達支援児保育に関する事。 (8) 法人保育所の指導に関する事。 (9) 認定こども園の認定に関する事。 (10) 子育て支援に関する事。 (11) 子どもセンターの運営に関する事。 (12) ファミリーサポートセンターの運営に関する事。 (13) 放課後児童健全育成に関する事。 (14) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。 (15) 認可外保育施設に関する事。 (16) 児童福祉施設の整備計画に係る調整に関する事。 (17) 就学前保育・教育の総合的な計画及び方針に関する事。 (18) 保育所・地域型保育事業の設置認可等に関する事。 (19) 所管する社会福祉法人の認可等に関する事。 (20) 待機児童解消加速化プラン、子育て安心プランに関する事。 (21) 保育所・認定こども園等の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備に関する事。 (22) 施設型保育・地域型保育施設に関する事。 (23) 施設型保育・地域型保育施設の指導監査に関する事。 (24) 公立幼稚園、公立認定こども園に関する事。 (25) 児童福祉施設を運営する社会福祉法人に関する事。 (26) 保育士確保に関する事。 (27) 支給認定事務に関する事。 (28) 施設型給付・委託費に関する事。 (29) 保育士等資格取得資金貸付基金管理に関する事。 (30) 利用者支援に関する事
---	---

こども家庭課 ・福祉係 ・給付係	(1) 児童福祉施設に関すること（母子、児童擁護施設）。 (2) 児童手当に関すること。 (3) 児童福祉に関すること。 (4) 児童虐待の防止及び要保護児童対策地域協議会に関すること。 (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。 (6) 児童扶養手当に関すること。 (7) 特別児童扶養手当に関すること。 (8) ひとり親家庭等の福祉支援に関すること。 (9) 助産施設入所に関すること。 (10) 母子及び父子家庭等医療費助成に関すること。 (11) 家庭児童相談室に関すること。 (12) 売春防止法、DV防止等及びDV被害者支援に関すること。 (13) こども医療費助成事業に関すること。 (14) 子どもの貧困に関すること。
--	--

生活保護

[担 当]

福祉総務課 総務係/第1・2保護係

電話 82-5045

FAX 82-1580

1. 管内の生活保護の概況

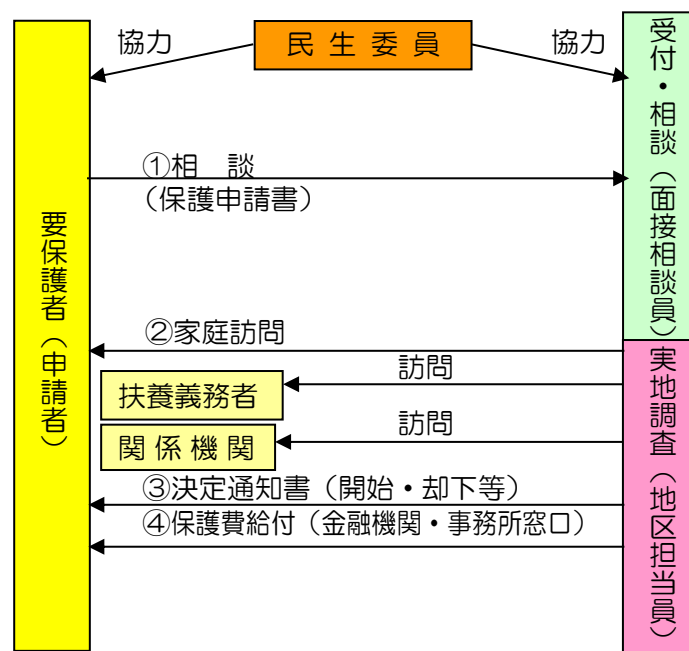
管内の保護動向は、昭和 48 年に八重山福祉事務所から移管発足した当初の 781 世帯、2,426 人（67.49%）から年々減少傾向を示し、平成 3 年度（14.51%）からは微減や横ばい状態が続き、平成 8 年度に 325 世帯、556 人（12.80%）と過去最低となった。その後は高齢化の影響等により平成 25 年度まで増加傾向を示した。令和 4 年度末においては 877 世帯、1,092 人（22.17%）と、前年と比較してほぼ横ばいとなっている。

令和 4 年度の開始件数（138 件）は、前年度（124 件）と比較して 14 件増加した。保護開始の理由としては「傷病によるもの」が 66 件と最も多く、次に「貯金等の減少・喪失」が 23 件となっている。

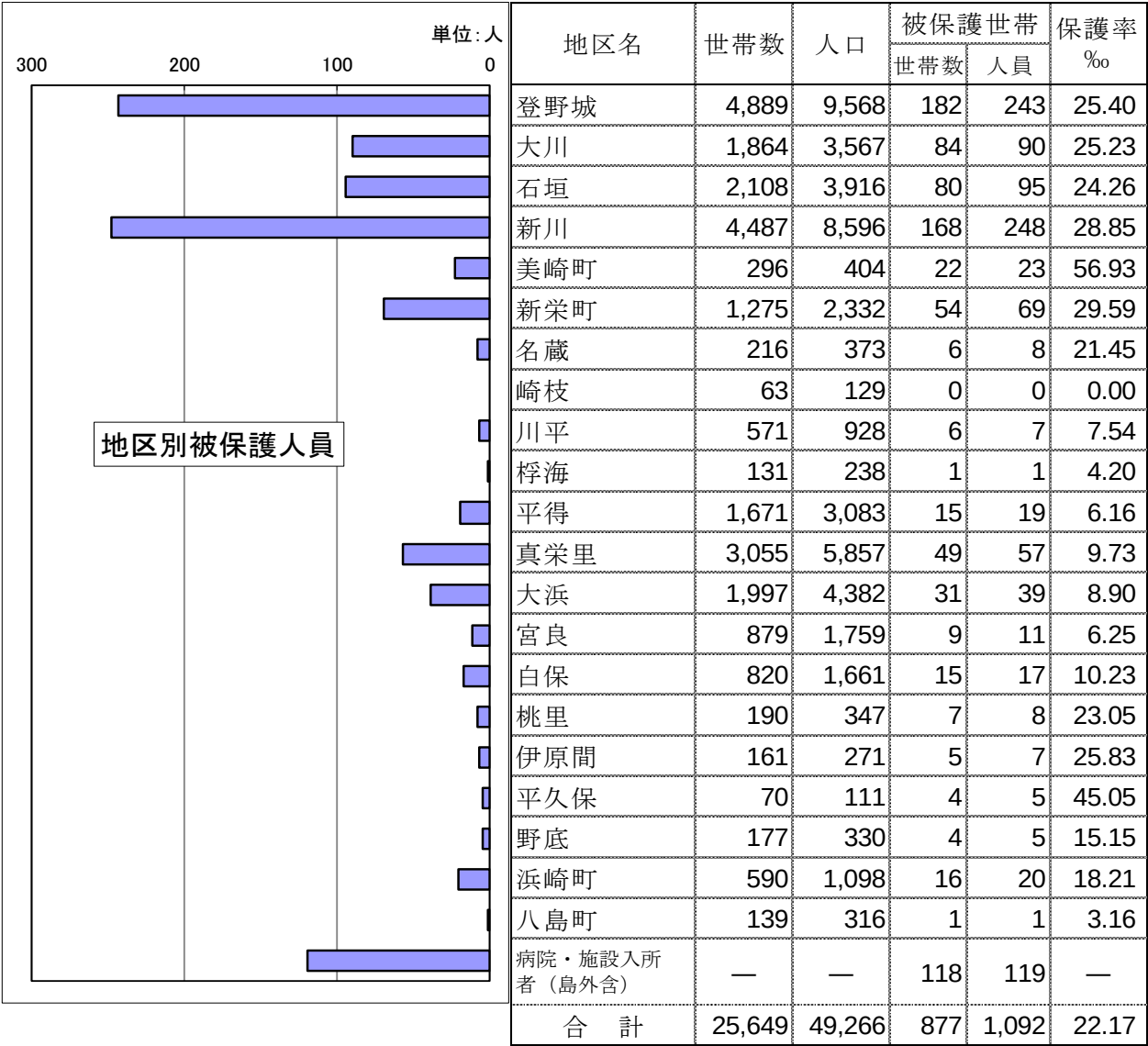
世帯類型別では、高齢者世帯が 61.7%と最も多く、次に障がい者世帯が 16.2%となっている。扶助別では、医療扶助が 55.6%と最も多く、次に生活扶助が 27.3%となっている。

管内の有効求人倍率は、令和 4 年 3 月では 1.39 倍とだったが、令和 5 年 3 月には 1.41 倍に微増した。

（1）生活保護申請過程「経路図」



(2) 地区別保護の状況

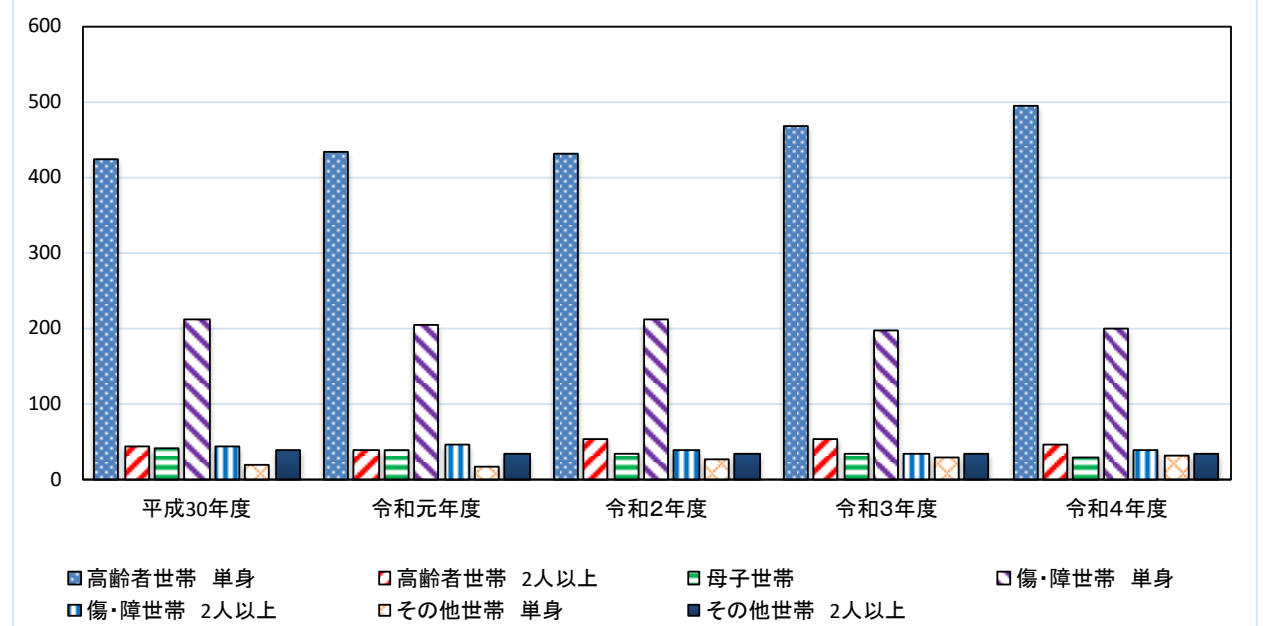


2. 生活保護の動向

(1) 本市の動向

(各年度3月末)

		本市人口	被保護者世帯	被保護人員	保護率 %	世帯類型別被保護世帯数 (保護停止中の世帯を除く)								医療扶助		医療扶助率
														人 員		
						高齢者世帯		母子世帯	傷・障世帯		その他世帯		入院	入院外		
						単身	2人以上		単身	2人以上	単身	2人以上				
年度別推移	平成30年度	48,702	816	1,067	21.91	423	42	40	211	42	18	37	90	876	90.53	
	令和元年度	49,019	813	1,054	21.50	433	39	37	204	46	17	34	105	842	89.85	
	令和2年度	48,951	830	1,063	21.72	431	52	34	212	38	26	33	154	809	90.59	
	令和3年度	48,813	851	1,070	21.92	467	53	33	197	34	29	34	190	799	92.43	
	令和4年度	49,266	877	1,092	22.17	493	46	29	200	39	32	34	164	867	94.41	



(2) 相談種別による相談状況の推移

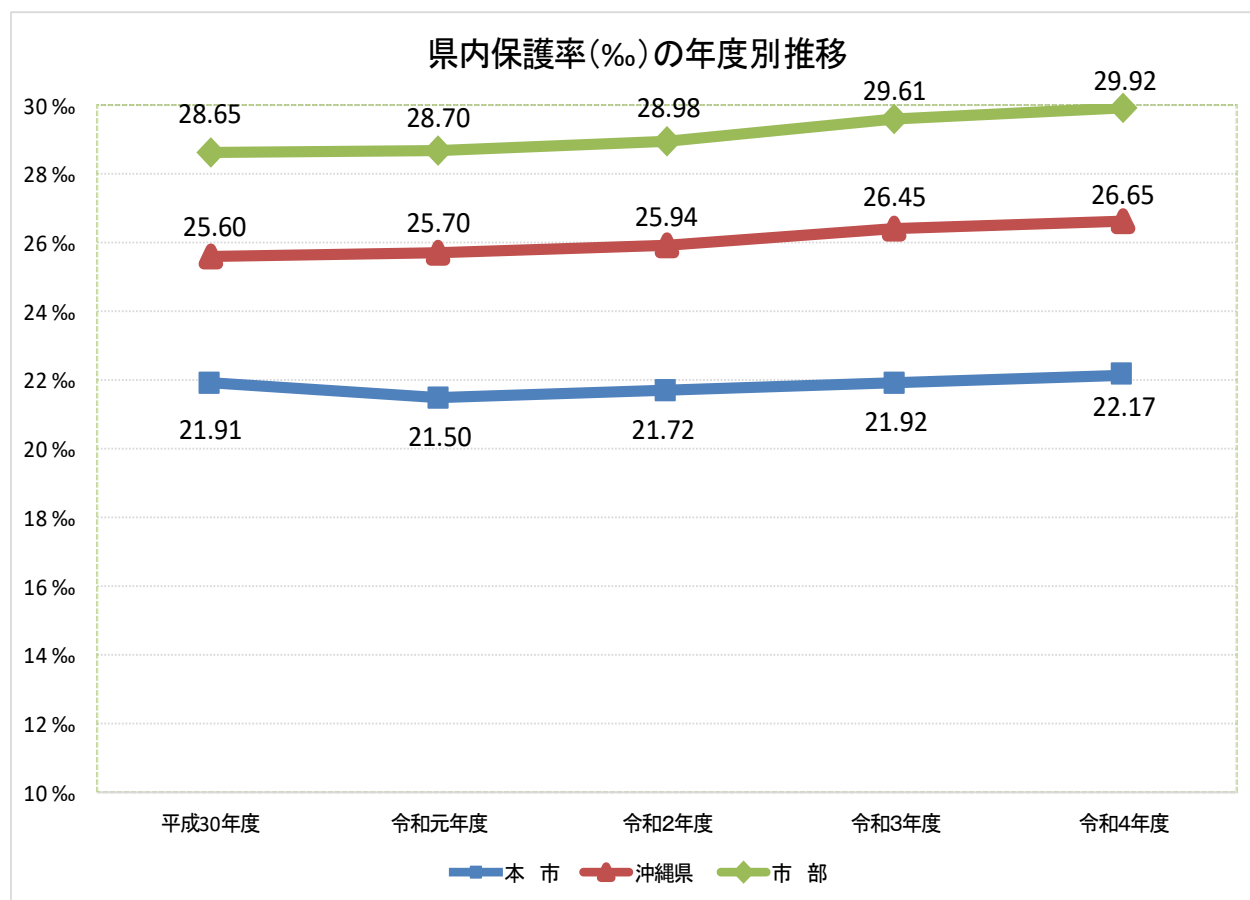
	生活困窮一般	高齢	母子 父子	身障	児童	知的	精神疾患 入院	精神疾患 通院	特殊 疾病	入院一般世帯主	入院一般世帯員	一般 通院	合計
							主 家族	主 家族	主 家族			主 家族	
平成30年度	45	72	5 1	4	1	2	0 1	18 3	1 2	24	3	31 9	222
令和元年度	43	52	5 0	8	1	4	1 5	29 3	1 0	18	4	32 2	208
令和2年度	64	66	11 0	1	0	5	2 1	25 5	1 0	25	2	26 6	240
令和3年度	59	84	4 0	7	0	5	2 5	20 5	0 0	20	3	30 7	251
令和4年度	64	67	8 0	8	0	5	1 0	12 8	0 1	24	9	37 11	255

(3) 本市・県・市部別の保護動向

人口、保護世帯、保護人員、保護率の推移

(各年度3月末)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本市	人 口	48,702	49,019	48,951	48,813	49,266
	被 保 護 世 帯 数	816	813	830	851	877
	被 保 護 人 員	1,067	1,054	1,063	1,070	1,092
	保 護 率 (‰)	21.91	21.50	21.72	21.92	22.17
沖縄県	人 口	1,472,304	1,478,075	1,481,483	1,480,444	1,480,549
	被 保 護 世 帯 数	29,177	29,776	30,412	31,330	31,839
	被 保 護 人 員	37,686	37,991	38,436	39,154	39,463
	保 護 率 (‰)	25.60	25.70	25.94	26.45	26.65
市部	人 口	1,137,126	1,141,718	1,143,739	1,142,332	1,142,006
	被 保 護 世 帯 数	24,970	25,612	26,139	26,983	27,492
	被 保 護 人 員	32,582	32,764	33,145	33,824	34,173
	保 護 率 (‰)	28.65	28.70	28.98	29.61	29.92



(4) 扶助別被保護世帯数、人員の推移

	本市		被保護		保護率 (人口 %)	世帯 保護率 (世帯 %)	扶 助 別 内 訳										計		申 請 件 数	保 護 開 始		保 護 廃 止							
							生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医 療 扶 助									扶 出 助 産		扶 生 助 業		扶 葬 助 祭	
	世帯数	人 口	世帯	人員	人員	世帯	人員	人員	世帯	人員	人員	世帯	人員	扶助率	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯			人員	世帯	人員	世帯	人員	
4年	30年度平均	24,400	49,363	828	1,082	21.92	33.93	759	988	685	896	40	69	207	212	772	972	89.83	0	18	20	1	2,482	3,156	11	7	10	9	11
	元年度平均	24,956	49,642	822	1,064	21.43	32.94	750	968	675	873	40	68	202	205	764	952	89.47	0	15	17	2	2,448	3,083	10	7	11	9	12
	2年度平均	25,183	49,657	813	1,037	20.88	32.28	736	939	669	857	35	54	205	208	761	943	90.94	0	17	20	1	2,424	3,019	14	9	13	7	10
	3年度平均	25,395	49,598	839	1,064	21.45	33.04	761	965	691	880	36	56	223	229	795	984	92.48	0	15	18	1	2,522	3,130	15	10	13	9	11
	4月	25,555	49,499	843	1,053	21.27	32.99	742	927	691	862	34	53	222	230	804	985	93.54	0	14	17	2	2,509	3,076	17	5	8	8	8
	5月	25,570	49,513	845	1,059	21.39	33.05	754	946	688	866	37	58	220	228	802	987	93.20	0	15	18	2	2,518	3,105	23	10	17	11	11
	6月	25,580	49,545	852	1,061	21.41	33.31	764	953	699	875	34	51	224	231	810	989	93.21	0	14	17	4	2,549	3,120	18	18	18	12	12
	7月	25,627	49,639	851	1,064	21.43	33.21	763	954	696	875	35	55	227	233	809	997	93.70	0	15	18	2	2,547	3,134	14	11	17	7	7
	8月	25,642	49,651	852	1,066	21.47	33.23	765	956	695	875	35	55	227	232	810	993	93.15	0	14	17	2	2,548	3,130	15	8	11	9	10
	9月	25,642	49,619	854	1,067	21.50	33.30	757	945	694	868	35	55	228	234	807	988	92.60	0	14	17	2	2,537	3,109	19	11	12	11	11
年 度	10月	25,594	49,551	852	1,065	21.49	33.29	774	965	698	872	35	55	231	237	810	991	93.05	0	14	17	2	2,564	3,139	15	9	11	7	7
	11月	25,570	49,536	859	1,076	21.72	33.59	778	977	702	882	35	55	229	235	817	1,005	93.40	0	14	17	2	2,577	3,173	22	14	16	8	9
	12月	25,534	49,510	867	1,082	21.85	33.95	780	978	700	884	34	53	231	238	827	1,015	93.81	0	14	17	3	2,589	3,188	16	16	18	11	12
	1月	25,515	49,514	864	1,078	21.77	33.86	781	974	705	889	36	56	236	242	828	1,019	94.53	0	14	17	2	2,602	3,199	15	8	9	7	8
	2月	25,503	49,485	865	1,081	21.85	33.92	778	978	707	895	36	59	243	249	834	1,028	95.10	0	14	17	2	2,614	3,228	16	8	13	8	10
	3月	25,649	49,266	877	1,092	22.17	34.19	781	980	717	902	33	55	234	240	839	1,031	94.41	0	15	18	2	2,621	3,228	27	20	23	12	18
	合計	306,981	594,328	10,281	12,844	21.61	33.49	9,217	11,533	8,392	10,545	419	660	2,752	2,829	9,797	12,028	93.65	0	171	207	27	30,775	37,829	217	138	173	111	123
	県費 (再掲)	—	—	96	96	—	—	52	52	24	24	0	0	12	12	91	91	94.79	0	0	0	0	179	179	-	-	-	-	-
	平均	25,582	49,527	857	1,070	21.60	33.50	768	961	699	879	35	55	229	236	816	1,002	93.64	0	14	17	2	2,563	3,149	18	12	14	9	10

(5) 月 別 相 談 件 数

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接・相談 件数	25	25	22	19	19	20	18	26	18	17	17	29	255
申請書交付 件数	24	24	20	16	17	19	15	25	16	15	17	28	236
受 件 理 数	17	23	18	14	15	19	15	22	16	15	16	27	217
未 受 件 理 数	7	1	2	2	2	0	0	3	0	0	1	1	19
相 談 の み 件 数	1	1	2	3	2	1	3	1	2	2	0	1	19

(6) 生 活 保 護 相 談 状 況 の 年 度 別 推 移

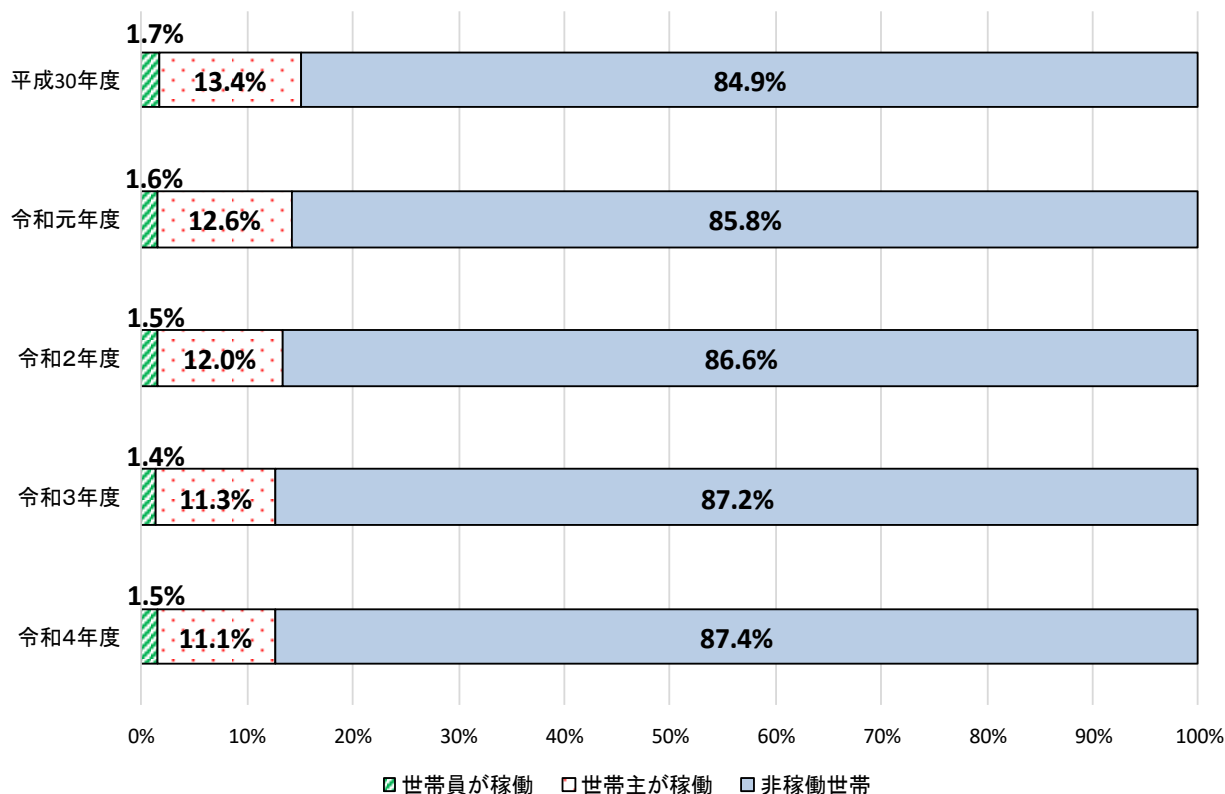
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
面接・相談 件数	344	334	298	297	211	222	209	240	261	255
申請書交付 件数	200	224	195	211	155	172	159	195	212	236
受 件 理 数	145	178	163	168	126	132	129	165	184	217
未 受 件 理 数	55	46	32	43	29	40	30	30	28	19
相 談 の み 件 数	144	110	103	86	56	50	50	45	39	19

(7) 労働力類型別被保護世帯の推移 (停止中を除く)

(各年度3月末)

年 度	総 数	稼 働 世 帯						非稼働世帯
		世 帯 主 が 働 い て い る 世 帯					世帯員が働 いている	
		常 用	日 雇	内 職	その他	計		
平成30年度	813	75	20	4	10	109	14	690
	構成比	9.2%	2.5%	0.5%	1.2%	13.4%	1.7%	84.9%
令和元年度	810	68	18	4	12	102	13	695
	構成比	8.4%	2.2%	0.5%	1.5%	12.6%	1.6%	85.8%
令和 2 年度	826	59	22	4	14	99	12	715
	構成比	7.1%	2.7%	0.5%	1.7%	12.0%	1.5%	86.6%
令和 3 年度	847	60	18	3	15	96	12	739
	構成比	7.1%	2.1%	0.4%	1.8%	11.3%	1.4%	87.2%
令和 4 年度	873	63	16	3	15	97	13	763
	構成比	7.2%	1.8%	0.3%	1.7%	11.1%	1.5%	87.4%

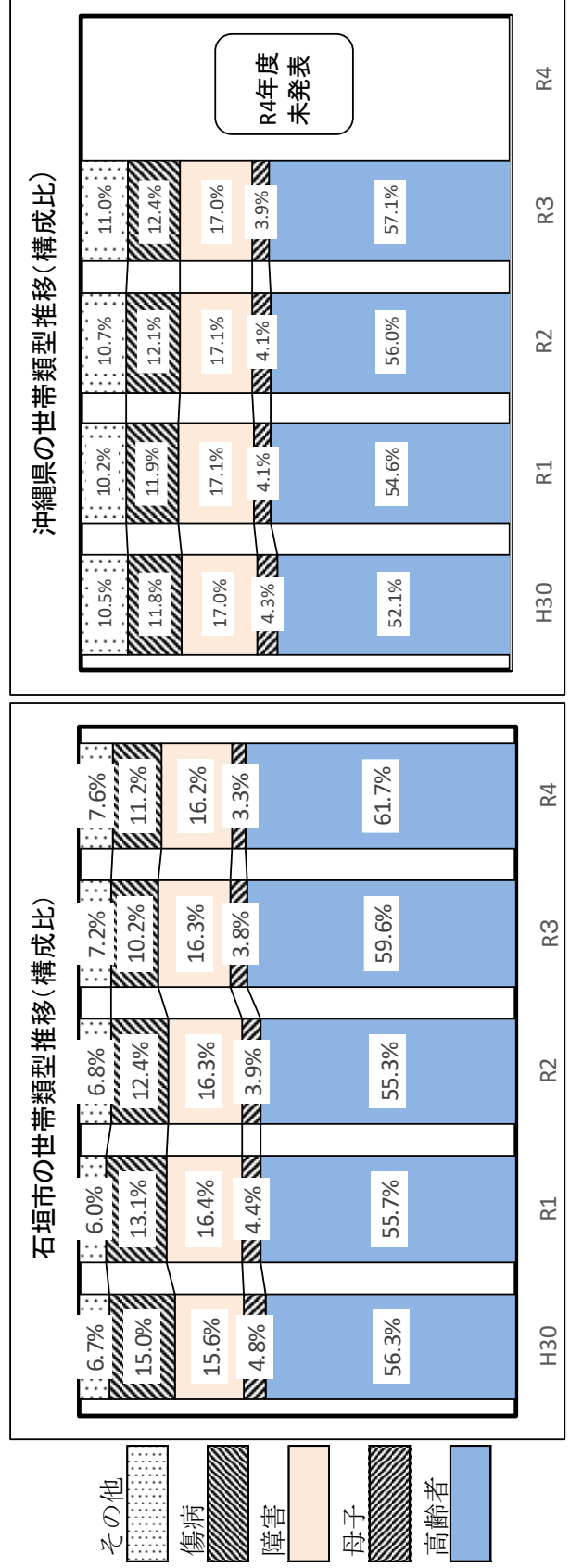
労働力類型別世帯構成の推移



(8) 世帯類型世帯状況（石垣市・沖縄県）（停止世帯を除く）

（各年度3月末）

	石			垣			市			沖			縄			県		
	高齢者	母子	障 害	傷 病	その他	高齢者	母子	障 害	傷 病	その他	高齢者	母子	障 害	傷 病	その他			
平成30年度	465	40	129	124	55	15,840	1,306	5,160	3,574	3,185								
構 成 比	56.3%	4.8%	15.6%	15.0%	6.7%													
令和元年度	472	37	139	111	51	16,601	1,253	5,212	3,621	3,089								
構 成 比	55.7%	4.4%	16.4%	13.1%	6.0%													
令和2年度	483	34	142	108	59	17,019	1,232	5,202	3,693	3,266								
構 成 比	55.3%	3.9%	16.3%	12.4%	6.8%													
令和3年度	520	33	142	89	63	17,364	1,194	5,162	3,780	3,342								
構 成 比	59.6%	3.8%	16.3%	10.2%	7.2%													
令和4年度	539	29	141	98	66													
構 成 比	61.7%	3.3%	16.2%	11.2%	7.6%													
											令和4年度は未発表							



(9) 医療扶助の状況 (年間延べ件数)

医 療 扶 助 の 状 況										医 療 券 の 発 行 状 況						(各年度年計)	
年 度	総 数		入 院 人 員	入院外 人 員	医療扶助率 (%)	総 数		入 院		入 院 外		歯 科		計			
	世 帯	人 員				実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比		
			実数	前年比	実数											前年比	実数
30年度	9,261	13,008	1,137	11,871	89.83	16,275	95.9	1,117	98.1	13,541	96.3	1,617	91.7	4,953	115.6		
元年度	9,170	11,426	1,425	10,001	89.47	15,867	97.5	1,162	104.0	12,877	95.1	1,828	113.0	4,839	97.7		
2年度	9,126	11,316	1,620	9,696	90.95	14,485	91.3	1,007	86.7	11,809	91.7	1,669	91.3	4,731	97.8		
3年度	9,542	11,804	1,888	9,916	92.45	14,615	100.9	1,008	100.1	11,906	100.8	1,701	101.9	4,924	104.1		
4年度	9,797	12,028	2,291	9,737	94.26	14,883	101.8	1,195	118.6	12,071	101.4	1,617	95.1	4,993	101.4		

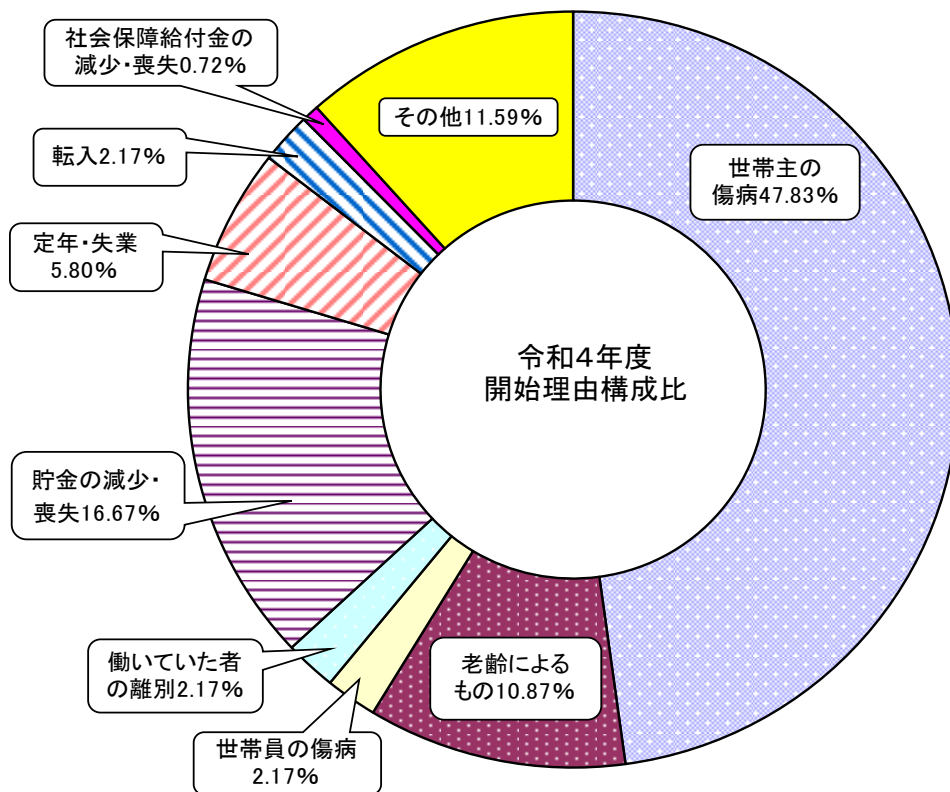
(10) 施設・居宅別介護扶助人員の状況 (年間延べ件数)

年 度	世 帯	人 員	施 設					居 宅 人 員	介護扶助率 (对被保護人員) (年平均) %
			介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着 型介護老 人施設	人 員		
30年度	2,486	2,543	124	147	0	0	271	2,272	24.79
元年度	2,429	2,464	193	138	0	0	331	2,133	24.98
2年度	2,457	2,496	194	92	0	0	286	2,210	20.06
3年度	2,675	2,746	200	95	0	0	295	2,451	22.07
4年度	2,752	2,829	236	84	0	0	320	2,509	22.74

(11) 生活保護の開始理由別世帯数

(世帯数：年計)

年 度	開 始											計
	傷病によるもの		傷 病 に よ ら な い も の								そ の 他	
	世 帯 主	世 帯 員	働 い て い た 者 の 死 亡	働 い て い た 者 の 離 別	定 年 ・ 失 業	老 齢 に よ る も の	事 業 不 振 ・ 倒 産	減 少 ・ 喪 失 の 社 会 保 障 給 付 金	貯 金 等 の 減 少 ・ 喪 失	他 管 内 か ら の 転 入		
30	33	3	0	4	0	14	1	0	14	3	11	83
元	41	6	0	5	2	9	0	0	4	1	18	86
2	39	2	0	1	6	18	3	0	10	5	27	111
3	38	3	0	4	12	17	2	2	15	2	29	124
4	66	3	0	3	8	15	0	1	23	3	16	138

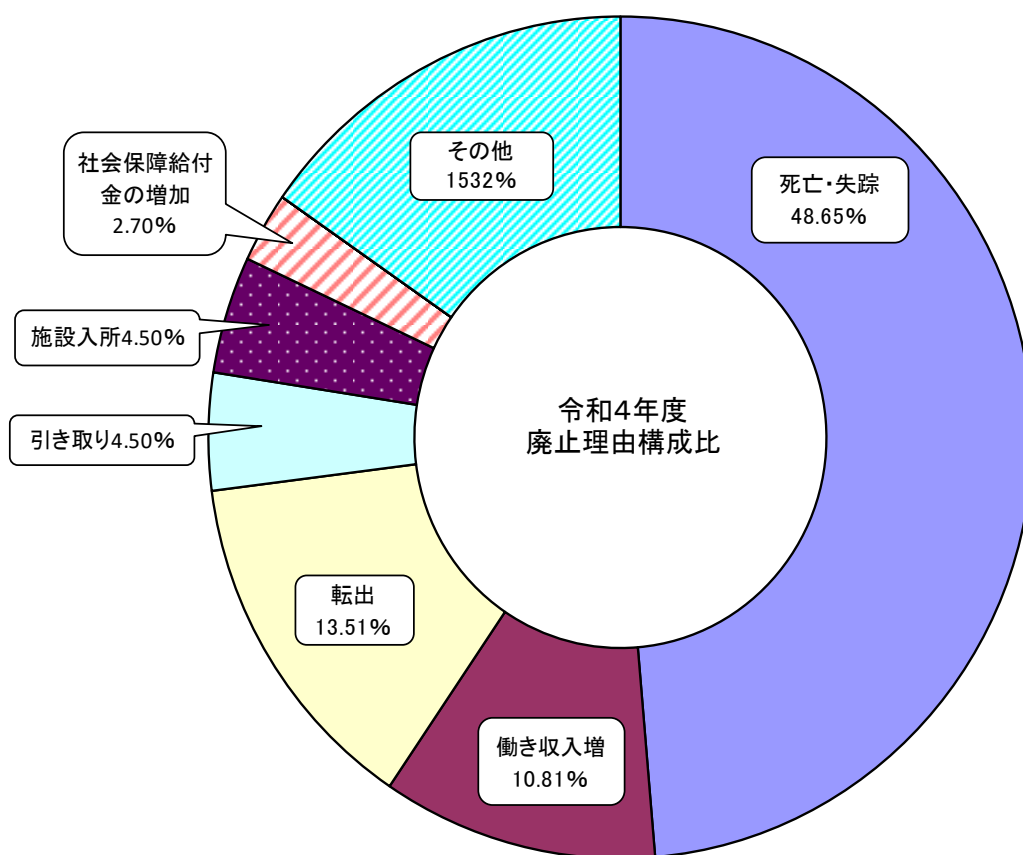


(12) 生活保護廃止理由別世帯数

(世帯数：年計)

（世帯数・千人）

年 度	廃 止 理 由												計
	傷病の治癒		働 き に よ る 収 入 の 増 加	働 き 手 の 転 入	死 亡 ・ 失 踪	社会 保障 給 付 金 の 増 加	仕 送 り 等 働 き に よ ら な い 収 入 の 増 加	親 類 ・ 縁 者 等 の 引 き 取 り	施 設 入 所	医 療 費 の 他 法 負 担	転 出	そ の 他	
	世 帯 主	世 帯 員											
30	0	0	15	0	47	1	0	6	3	0	11	20	103
元	0	0	12	0	49	1	0	6	5	0	12	19	104
2	0	0	12	1	38	2	0	8	2	1	8	15	87
3	0	0	10	0	44	8	0	6	2	0	14	21	105
4	0	0	12	0	54	3	0	5	5	0	15	17	111



3. 生活保護費扶助別支給状況

(1) 年度別生活保護費の支給状況

(各年度末現在)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生 活	延人員 (人)	11,853	11,616	11,273	11,584	11,533
	金 額 (円)	512,559,863	496,092,923	480,696,086	488,743,636	479,760,767
	比 率 (%)	29.40	28.12	28.96	29.14	27.33
住 宅	延人員 (人)	10,752	10,476	10,284	10,561	10,545
	金 額 (円)	235,162,746	231,217,986	230,632,732	235,505,208	238,740,814
	比 率 (%)	13.49	13.11	13.89	14.04	13.60
教 育	延人員 (人)	825	820	650	673	660
	金 額 (円)	8,406,960	7,629,184	5,341,205	5,963,394	5,759,434
	比 率 (%)	0.48	0.43	0.32	0.36	0.33
介 護	延人員 (人)	2,542	2,464	2,496	2,746	2,829
	金 額 (円)	61,708,164	56,299,167	46,955,275	50,540,156	46,699,131
	比 率 (%)	3.54	3.19	2.83	3.01	2.66
医 療	延人員 (人)	11,668	11,426	11,316	11,804	12,028
	金 額 (円)	917,244,864	964,614,425	889,604,113	889,151,469	976,349,466
	比 率 (%)	52.62	54.69	53.59	53.01	55.62
出 産	延人員 (人)	0	1	2	0	0
	金 額 (円)	0	29,055	158,690	0	0
	比 率 (%)	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00
生 業	延人員 (人)	234	205	239	213	207
	金 額 (円)	2,480,822	1,944,930	2,095,542	2,157,353	1,957,610
	比 率 (%)	0.14	0.11	0.13	0.13	0.11
葬 祭	延人員 (人)	14	19	7	11	27
	金 額 (円)	2,035,490	3,102,773	1,330,097	2,106,785	5,197,235
	比 率 (%)	0.12	0.18	0.08	0.13	0.30
施設 事務費	延人員 (人)	12	12	12	12	12
	金 額 (円)	2,790,940	2,824,520	2,858,380	2,848,510	720,220
	比 率 (%)	0.16	0.16	0.17	0.17	0.04
就労自立給付金		739,545	140,004	382,688	293,838	98,092
合 計	延人員 (人)	37,900	37,039	36,279	37,604	37,841
	金 額 (円)	1,743,129,394	1,763,894,967	1,660,054,808	1,677,310,349	1,755,282,769
延被保護世帯数(世帯)		9,941	9,863	9,760	10,101	10,281
延被保護人員数(人)		12,983	12,770	12,442	12,801	12,844

障がい者(児)福祉

[担 当]

障がい福祉課

電話 82-9947

FAX 82-1580

1. 障害者総合支援法について

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）は、平成25年4月1日より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」になりました。

障がいを取り巻く環境の変化や障がい者にかかわる諸施策の問題点及び課題点等をふまえ、障がいのある人々に対する地域生活を積極的に支援していくものとしています。

第1条では「この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」としています。

また、第2条、第3条では、国、地方公共団体および国民ともに、その理念の実現のための責務を定め、総じて援助等を実施するとしています。

さらに、第4条では、この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいいます。同条第2項では、「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

2. 身体障がい者福祉

身体障害者福祉法は、第1条で「障害者総合支援法（平成17年法律第123号）と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図る」ことを目的として定めています。そして第2条、第3条では、すべての身体障がい者は、自ら進んでその障がいを克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めることを前提として、国、地方公共団体および国民ともに、その理念が実現されるように配慮して、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（更生援護）を総合的に実施及び協力する責務を負うと規定しています。

（1）身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法において、身体障がい者とは「別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」であると定義されています。法に定められた福祉サービスを受けるためには、身体障害者手帳

を所持していなければなりません。この手帳は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語、肢体、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓）、免疫機能障害などの一定程度以上の永続する障害を有する者に限り、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます。この手帳の交付を受けるには、福祉事務所（障がい福祉課）を経由して県知事に申請することになります。

① 身体障害者手帳所持状況（令和 5 年 3 月末）

単位：人

障がい		等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	小計	合計
視覚障がい	児		0	0	0	0	0	0	0	98
	者		31	40	5	6	11	5	98	
聴覚・言語障がい	児		1	1	0	0	0	2	4	279
	者		3	52	30	79	0	111	275	
肢体不自由	児		13	1	1	2	1	0	18	798
	者		117	236	178	147	66	36	780	
内部障がい	児		4	0	0	1			5	673
	者		355	4	148	161			668	
合 計	児		18	2	1	3	1	2	27	1848
	者		506	332	361	393	77	152	1821	
計			524	334	362	396	78	154	1848	

※ 2つ以上の障がい重複する者については、主たる障がいを計上。

② 身体障害者手帳障がい別交付状況（各年度末）

単位：人

障がい	年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい		3	3	2
聴覚・言語障がい		15	16	16
肢体不自由		34	29	37
内部障がい		54	52	47
年度件数		106	100	102

※ 新規交付のみを計上。

3. 知的障がい者福祉

知的障害者福祉法は、第1条で「障害者総合支援法（平成17年法律第123号）と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって知的障害者の福祉の増進を図る」ことを目的として定めています。そして第1条の2、第2条では、すべての知的障がい者は、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めることを前提として、国、地方公共団体および国民ともに、その理念が実現されるように配慮して、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（更生援護）の実施及び協力する責務を負うと規定しています。

知的障がい者とは「先天性または出産時ないし出産後早期に、脳髄になんらかの障がいを受けているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため、知能活動が遅れて、学習・社会生活への適応が著しく困難な状態をいう」（文部科学省）とされていますが、その原因については、まだ全部を解明するまでには至っていないようです。

（1）療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対し、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを利用するため、療育手帳を交付し知的障がい者（児）の福祉の増進に資することを目的としています。

この手帳の交付により、心身障害者扶養共済への加入、国税・地方税等の様々な控除及び減免等の福祉サービスを受けることができます。

① 療育手帳所持状況（令和5年3月末）

単位：人

	最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)	小 計
18歳未満	11	20	29	97	157
18歳以上	46	93	164	191	494
合 計	57	113	193	288	651

② 療育手帳年度別交付状況（各年度末）

単位：人

年 齢 \ 年 度	令和2度	令和3度	令和4度
18歳未満	24	24	22
18歳以上	6	7	12
年度件数	30	31	34

4. 精神障がい者福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、第1条で「精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）と相まって、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る」ことを目的として定めています。そして第2条、第3条では、国及び地方公共団体、国民の義務として、その理念が実現されるよう精神障がい者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施すること。国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者に対する理解を深め、その自立に対し協力するよう努めなければならないと定めています。さらに、第4条では、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮として、国、地方公共団体、医療施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者に対し、地域に即した創意と工夫を行い、地域住民等の理解と協力を得るよう、また、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとしています。

（1）精神障害者保健福祉手帳の交付

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障がい者とは「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されています。精神障がい者（知的障がい者を除く。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の福祉事務所（障がい福祉課）を経由して、都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することになります。この手帳の交付により、福祉サービス、税制上の優遇などの支援を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳（各年度末）

単位：人

手帳所持者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	386	388	428

5. 自立支援給付等の各種サービス（障害者総合支援法）

（1）訪問系サービス

① 居宅介護

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。（対象：身体・知的・精神・障がい児）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

単位：人

利用者数	身体介護	家事援助	通院介助		重度訪問介護
			（身体あり）	（身体なし）	
障がい者	45	84	32	6	6
障がい児	0	0	0	0	0
合 計	45	84	32	6	6

② 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を供与します。（対象：知的・精神）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

障がい者	2人
障がい児	3人

③ 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を供与します。（対象：障がい児）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

利用者数	児童発達支援	42人
	放課後等デイサービス	149人
	保育所等訪問支援	10人

④ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与します。（対象：身体・知的・精神・障がい児）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

障がい者	59人
障がい児	3人

（2）日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に創作的活動又は生活活動の機会を提供します。（対象：身体・知的・精神）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

利用者数	142人
------	------

② 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話の供与を行います。（対象：気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

利用者数	9人
------	----

（3）居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者が、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を受けることができます。（対象：身体・知的・精神）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

利用者数	73人
------	-----

（4）施設入所支援

《障害者支援施設への入所》

施設に入所する人に、夜間や休日の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（対象：身体・知的・精神）

○令和4年度利用状況（令和5年3月末）

	入所者数
市外施設	16人
市内施設	78人
合 計	94人

○就労系事業所 令和4年度利用状況（令和5年3月末）

単位：人

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
施設数	2ヶ所	7ヶ所	15ヶ所
利用者数	14人	97人	232人

（5）自立支援医療

障がい者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行います。

① 更生医療

身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対し行われるその更生のために必要な医療を行います。

その給付内容は、診察、薬剤や治療材料の支給、手術や医学的処置、病院や診療所への入院、看護、移送などがあります。

○更生医療の給付状況（各年度末）

単位：人

年 度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
内部障がい	じん臓	111	136	141	140	148
	心 臓	14	16	16	13	21
	肝臓	3	3	3	3	3
肢体不自由		1	0	1	0	0
聴覚、平衡機能障がい		0	0	0	0	0
視覚障がい		0	0	0	0	0
計		129	155	161	156	173

① 育成医療

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第1項の規定により、身体に障害のある児童に対し指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。

○育成医療の給付状況（各年度末）

単位：人

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度
内部障がい	じん臓	0	0
	心 臓	1	1
	その他	5	5
肢体不自由		7	7

音声・言語・そしゃく	9	9
聴覚、平衡機能障がい	0	1
視覚障がい	0	1
計	22	22

②精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、病院又は診療所に入院しないで行われる医療をいいます。現在、病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するための医療も含まれます。

○精神通院医療費受給者数（各年度末）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	896	1065	1068

（6）補装具

「補装具」とは、障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等があります。

○補装具の交付・修理の状況（各年度末）

単位：件

名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
義手	0	0	1	1	1
義足	0	7	3	7	4
装具	25	26	21	33	32
座位保持装置	5	12	4	5	6
盲人安全つえ	2	3	1	1	3
矯正眼鏡	1	2	0	1	0
遮光眼鏡	2	3	3	0	2
補聴器	38	35	43	44	41
車いす	20	34	24	29	31
電動車いす	16	17	9	9	14
座位保持いす	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	1
歩行器	1	2	4	2	1
頭部保持具	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	3	4	2	0
重度障害者意思伝達装置	0	3	1	1	0
年度件数	111	147	118	135	136

（７）相談支援

① 計画相談支援

障がい者の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス利用計画とも呼ばれています。

② 地域移行支援

福祉施設や、精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。

③ 地域定着支援

居宅において、単身である障がい者、同居している家族による支援を受けられない障がい者及び地域生活が不安定な障がい者に常時の連絡体制を確保し、２４時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。

④ 障害児相談支援

障がい児におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障がい児に居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

６．地域生活支援事業（障害者総合支援法）

地域生活支援事業（実施主体は市）は、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障がい者等の移動を支援する事業、障がい者等が通い創作的活動等の機会の提供を行う事業（必須事業）、その他事業として地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うこととしています。

（１）相談支援事業

障がいのある市民、介助者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある市民が自立した地域での生活ができるよう支援します。

《サービス事業》

① 相談支援

- ・相談支援事業
- ・相談支援機能強化事業
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業
- ・住居等入居等支援事業

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした支援を行います。

○令和 4 度利用状況（令和 5 年 3 月末）

手話通訳者等派遣件数	316 件（延派遣件数）
手話通訳士登録人数	9 人
手話通訳者登録人数	8 人
手話奉仕員登録人数	38 人

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として支援を行います。

○日常生活用具給付・貸与状況（各年度末）

単位：件

種 目		令和 3 度	令和 4 度
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	2	3
	特殊マット	1	0
	特殊尿器	0	0
	入浴担架	0	0
	体位変換器	0	0
	移動用リフト	0	0
	訓練いす（児のみ）	0	0
	訓練用ベッド（児のみ）	0	0
自立生活 支援用具	入浴補助用具	3	4
	便器	0	1
	T 字状・棒状のつえ	1	0
	移動・移乗支援用具	2	0
	頭部保護帽	3	3
	特殊便器	2	0
	火災警報器	0	0
	自動消火器	0	0
	電磁調理器	0	0
	歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	1
在宅療養 等 支 援 用 具	透析液加温器	0	0
	ネブライザー（吸入器）	0	0
	電気式たん吸引器	3	2
	酸素ボンベ運搬車	0	0
	視覚障害者用体温計（音声式）	0	0
	視覚障害者用体重計	0	0
	パルスオキシメーター	0	0

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	0
	情報・通信支援用具	0	0
	点字ディスプレイ	0	0
	点字器	0	0
	点字タイプライター	1	0
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	0
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0
	視覚障害者用拡大読書器	2	0
	視覚障害者用時計	1	1
	聴覚障害者用通信装置	0	1
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0
	人工喉頭	2	1
	福祉電話（貸与）	9	0
排泄管理支援用具	ストーマ装具紙おむつ等	732	888
	収尿器	0	0
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	1	1
合 計		767	904

（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした支援を行います。

○令和４年度利用状況（令和５年３月末）

単位：人

障がい者	74人
障がい児	3人

（５）地域活動支援センター事業

本事業は、障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした支援を行います。

（６）成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を促進することにより権利擁護を図ります。

（７）その他の事業

① 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

《更生訓練費給付事業》

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生施設に入所している者に対し更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

○令和４年度更生訓練費給付状況

給付者数	0人（延給付者数）
------	-----------

② 生活支援事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰の促進を図ります。

○令和4年度実施事業

ア. 本人活動支援事業

イ. 福祉機器リサイクル事業

③ 日中一時支援事業

日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。

○令和4年度日中一時支援利用状況（実人数）

障がい者	17人
障がい児	6人

○令和4年度医療型日中一時支援利用状況（実人数）

障がい児	4人
------	----

④ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進することを目的として支援を行います。

○令和4年度実施事業

ア. スポーツ・レクレーション教室開催等事業

イ. 芸術・文化講座開催等事業

ウ. 点字・声の広報等発行事業

エ. 奉仕員養成研修事業（手話奉仕員）

7. その他障がい者福祉事業

(1) 重度心身障害者（児）医療費助成事業

身体障害者手帳（１級又は２級）及び療育手帳（Ａ１又はＡ２）を所持する者に対し、保健の増進と福祉の向上に資するため、医療保険各法及び老人保健法の規定により、保険給付を受ける者が負担する額（一部負担金）、入院時食事療養費の 1/2 を助成します。但し、高額療養費及び附加給付を控除した額になります。

○重度心身障害者（児）医療費助成状況（各年度末）

単位：人／円

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給資格者数	944	924	913	922	910
助 成 費	71,464,083	73,833,952	77,079,128	81,521,279	79,935,084

(2) 特別障害者手当等の給付事業

この事業は、精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態にある最重度の障がい者に対して支給される手当です。年齢が20歳以上の者に対しては「特別障害者手当」、20歳未満に対しては「障害児福祉手当」、昭和61年3月31日において20歳以上であり特別障害者手当または障害基礎年金を受給していない者には「福祉手当」として支給しています。なお、「福祉手当」については、制度が廃止され新規での対象者はありません。

○特別障害者手当等受給者の状況（各年度末）

単位：人

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	82	91	85	89	113
障害児福祉手当	40	43	40	38	34
福 祉 手 当	0	0	0	0	0
計	122	134	125	127	147

(3) 心身障害者（児）扶養共済事業

この制度は、俗に「親亡き後の保障」と言われるもので、心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、保護者が抱えている親亡き後の不安を軽くすることを目的としています。加入者（保護者）が死亡又は、身体が不自由になったとき、心身障がい者に対して、月額一定の額が支給されます。

○令和4年度共済制度加入状況

	男	女	計
障がい者（児）共済加入者数	2人	5人	7人

(4) 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

この制度は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

○小児慢性特定疾患日常生活用具給付状況（各年度末）

単位：件

種 目		令和 2 度	令和 3 年度	令和 4 年度
便器	便器	0	0	0
	手すり	0	0	0
特殊マット		0	0	0
特殊便器		0	0	0
特殊寝台		0	0	0
歩行支援用具		0	0	0
入浴補助用具		0	0	0
特殊尿器		0	0	0
体位変換器		0	0	0
車いす（電動以外の場合）		0	0	0
頭部保護帽		0	0	0
電気式たん吸引器		2	0	2
クールベスト		0	0	0
紫外線カットクリーム		0	0	0
ネブライザー（吸入器）		1	0	0
パルスオキシメーター		1	0	0
合 計		4	0	2

（５）軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

この制度は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18 歳未満）に対して、補聴器の装用により、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援することを目的に、補聴器購入費等の一部を助成する事業です。

○交付・修理の状況（各年度末）

単位：件

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決定件数	2	3	4

8. 石垣市内の障がい者・児福祉に係る指定事業所

○居宅介護・重度訪問介護

1	石垣訪問介護センター	字平得7-33	84-3535
2	ケアサービスさにしゃ	字石垣524-1	83-2326
3	ゆいケアサービス	字登野城74-4	84-3939
4	ケアセンターむつみ	字大川541-1	84-1725
5	ケアサービスセンターてふてふ	字登野城171-6	83-7555
6	なごみの里ホームヘルプセンター	字宮良1131-2	86-8316
7	p a i いしがき	字大浜56-1 ハイツTN-1 102	87-0820
8	指定居宅介護事業所 若夏の家	字大川581	87-6458
9	ヘルパーステーション大浜1番地	字大浜2-3	87-0531
10	ワイズケア	字登野城132	090-6861-0395

○就労継続支援A型

1	ゆにばいしがき	字宮良1234-3	82-1080
2	オハナ石垣	八島町1-7-5	88-6942
3	夢工房石垣	新栄町50-13 ｺｰﾎﾟ 那覇1-東	87-7236
4	アグリドリーム	字大浜1733-4	090-3797-3337
5	ジョブアシスタンス	字真栄里324-11	87-0973
6	結の里	字名蔵402-76	82-8020
7	サンマーリン	字大川286番地 源ビル1F	87-6248
8	Y E E P	字宮良1053-52	87-6669

○就労継続支援B型

1	大浜工房	字石垣463-3	83-5371
2	多機能型事業所 八重山育成園	字大川581	82-2090
3	就労継続支援事業所 いこいの家	字大川1243-1	84-1636
4	就労継続支援事業所 まーる	字大川387 翁長ﾏｼｮﾝ2号棟1階	84-1341
5	サポートセンターむりぶし	字真栄里218-3	87-5275
6	就労継続支援事業所(B型)ラビット	字登野城617-2	88-1880
7	あるまねっと	字真栄里97-5ｼｬｰﾄﾞ真栄里1F	87-0567
8	しあわせさまさま	字大浜10-1	87-6247
9	就労継続支援B型事業所 もくれん	字新川116-3 海邦ﾏｼｮﾝ1F	82-9838
10	楽歩 ワーキング クラブ	字登野城630-3	87-0772
11	就労継続支援事業所 大丈夫	字登野城71-5	87-0124
12	スマイルファクトリー・石垣	字平得545-19	87-7763
13	くくるの和	字大浜1349-132	87-9133
14	笑らいふ	字新川418-1 ラパールカナン新川 1-C	87-0132
15	ワークステップ石垣	字平得248	0531-45-2011
16	きずな	字真栄里59番地	87-4920

○就労移行支援

1	ゆにばつりー	字宮良1235-2	82-1080
2	サンマーリン	字大川286番地 源ビル1F	87-6248

○共同生活援助(グループホーム)

1	グループホーム ちゅらハウス	美崎町16-8 宇根7 ^号 1F	88-7512
2	きらっとハウス	字大川451-1	87-9150
3	コーポうりずん	字真栄里409-1 コーポ うりずん	83-0345
4	ゆにば荘	字真栄里50-2	83-0345
5	ドキンちゃんハウス	字大川20-8 1F	83-0345
6	みるくのいえ	字宮良22-26	83-0345
7	グループホームゆんたく家まえざと	字真栄里204-265	83-5800
8	グループホームゆんたく家とのしろ	字登野城457	82-8200
9	なないろ	字新川2136-23	88-1307
10	グループホームふだすめー	字平得743-1	87-9075
11	月光	字真栄里204-201	080-8917-2216

○児童発達支援

1	石垣市障がい児通所支援事業所ひまわり	字登野城1357-1 健康福祉センター内	82-7111
2	多機能型通所支援 ウィズトークス	字登野城732-1	87-5545
3	寺子屋mini	字宮良1025-6	87-5814
4	児童発達支援事業所 ぴっころ	字新川23 新川ハイム201	88-5817
5	ちゅらハウス	字登野城891-1	88-7279
6	多機能型支援事業所 こたんと	字登野城91-1F	87-9528
7	チャイルドサポートいしがきⅠ	字新川117番地 海邦マンション5F	87-5823
8	チャイルドサポートいしがきⅡ	字新川2425番地 パレスⅠ 1階	87-7631

○放課後等デイサービス

1	石垣市障がい児通所支援事業所ひまわり	字登野城1357-1 健康福祉センター内	82-7111
2	ちゅらハウス	字登野城891-1	88-7279
3	ちゅらハウス2号館	字新川442-4	87-0622
4	放課後等デイサービス ファーストハンド	字石垣360	87-6320
5	放課後等デイサービス ファーストハンドHi!	字登野城1015-2	87-5390
6	多機能型通所支援 ウィズトークス	字登野城732-1	87-5545
7	寺子屋	字宮良1025-6	87-5814
8	放課後等デイサービス ぴっころ	字新川23 新川ハイム201	88-5817
9	多機能型支援事業所 こたんと	字真喜良2387-21-14	87-9528
10	チャイルドサポートいしがきⅠ	字新川117番地 海邦マンション5F	87-5823
11	チャイルドサポートいしがきⅡ	字新川2425番地 パレスⅠ 1階	87-7631
12	スマイルキッズ石垣	字平得545-19	87-7763

○保育所等訪問支援

多機能型通所支援 ウィズトークス	字登野城732-1	87-5545
------------------	-----------	---------

○地域活動支援センター

地域活動支援センター むゆる館	字登野城927-30 新田7 ^号 1F	87-5595
-----------------	--------------------------------	---------

○障害者就業・生活支援センター

八重山地区障がい者就業・生活支援センターどりのいむ	字石垣371 東7 ^号 1F	87-0761
---------------------------	---------------------------	---------

○自立生活センター

自立生活センター 南十字星	字大浜56-1 ハイムTN-1 102	87-0758
---------------	---------------------	---------

○短期入所

1	障がい者支援施設 ハーモニー	字大浜1349-79	82-0202
2	指定障害者支援施設 おもと学園	字大川581	82-5035
3	グループホームふだすめー	字平得743-1	87-9075
4	きらっとハウス	字大川451-1	87-9150

○生活介護(通所)

1	障がい者支援施設 ハーモニー	字大浜1349-79	82-0202
2	指定障害者支援施設 おもと学園	字大川581	82-5035
3	多機能型事業所 八重山育成園	字大川581	82-2090

○入所施設

1	障がい者支援施設 ハーモニー	字大浜1349-79	82-0202
2	指定障害者支援施設 おもと学園	字大川581	82-5035

○移動支援(地域生活支援事業)

1	ケアサービスさにしゃ	字石垣524-1	83-2326
2	ゆいケアサービス	字登野城74-4	84-3939
3	楽歩 トレーニング クラブ	字登野城630-3	87-0772
4	ケアセンターむつみ	字大川541-1	84-1725
5	ケアサービスセンターてふてふ	字登野城171-6	83-7555
6	p a i いしがき	字大浜56-1 MTTN-1 102	87-0758
7	スタイルケアサービス	浜崎町3-3-9	87-5683

○同行援護

	ケアサービスさにしゃ	字石垣524-1	83-2326
--	------------	----------	---------

○行動援護

	指定障害福祉サービス ちゅらハウス	字登野城891-1	88-7279
--	-------------------	-----------	---------

○日中一時支援(地域生活支援事業)

1	石垣市障がい児通所支援事業所ひまわり	字登野城1357-1 健康福祉センター内	82-7111
2	ちゅらハウス	字登野城891-1	88-7279
3	グループホームふだすめー	字平得743-1	87-9075
4	障害福祉サービス事業所 りりの家	字平得221-3	87-0900

○医療型日中一時支援(地域生活支援事業)

1	石垣市障がい児通所支援事業所ひまわり	字登野城1357-1 健康福祉センター内	82-7111
2	訪問看護ステーションうりずん	字大川547 興ビル2F	84-1221

石垣市 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

相談支援事業所 笑がお

石垣市字新川1418-1 ラ・パールカナン新川ユニオンハウス1-0

TEL: 87-0132

FAX: 83-6555

相談支援の種類

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

相談の対象者

- ・すべての障がい者及び障がい児

通常の相談地域

- ・石垣市

指定相談支援事業所むゆる館

石垣市字登野城927-30 新田アパート1F

TEL: 83-9226

FAX: 88-6422

相談支援の種類

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

相談の対象者

- ・すべての障がい者及び障がい児

通常の相談地域

- ・石垣市

ゆにば いしがき

石垣市字石垣154 マンション花木1F

TEL: 83-0345

FAX: 87-0369

相談支援の種類

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

相談の対象者

- ・すべての障がい者及び障がい児

通常の相談地域

- ・八重山圏域

指定相談支援事業所らぼーるウイズ若夏

石垣市字大川528-1 荷川取ハイツ103

TEL: 83-5156

FAX: 83-8110

相談支援の種類

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

相談の対象者

- ・すべての障がい者及び障がい児

通常の相談地域

- ・八重山圏域

相談支援センター ハーモニー

石垣市字大浜1349-79

TEL: 82-0202

FAX: 82-0066

相談支援の種類

- ・計画相談支援

相談の対象者

- ・すべての障がい者

通常の相談地域

- ・石垣市

そうだんの窓口

石垣市字新川117番地 海邦マンション5階

TEL: 87-5823

FAX: 87-5824

相談支援の種類

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

相談の対象者

- ・すべての障がい者及び障がい児

通常の相談地域

- ・石垣市

高齢者福祉

〔 担 当 〕

介護長寿課 がんじゅう係

電話 83-1682

FAX 83-5525

介護長寿課 地域包括支援センター

電話 84-3333

FAX 83-5525

1 施策の体系

基本方針1 高齢者が健康で生き生きと暮らせるまち

基本施策1 健康と生きがいがづくりの推進

基本施策2 介護予防事業の推進

基本施策3 地域包括支援センターの充実

基本施策4 認知症施策の推進

基本方針2 いつまでも住み慣れた地域で暮らすことのできるまち

基本施策1 各種生活支援事業の充実

基本施策2 居住環境の充実とバリアフリーのまちづくり

基本方針3 共に支え合い安心して暮らせるまち

基本施策1 地域における支え合い活動の推進

基本施策2 防犯・防災対策の充実

基本方針4 介護保険事業の推進

2 主な高齢者福祉事業

1 介護予防普及啓発事業（福寿料理教室）

- 〈目 的〉高齢者の方及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援する。
〈対象者〉65歳以上の方又は高齢者の食事作りに興味のある方。
〈内 容〉食生活改善推進員による高齢者の食生活において必要な事項と対策に関する講話及び調理実習の開催。
〈実施施設〉 ・石垣市健康福祉センター ・公民館
〈令和4年度実績〉実施回数：3回 参加人数：45人 実施団体：3団体

2 介護予防普及啓発事業（シニアカフェ）

- 〈目 的〉高齢者の食生活改善を支援する。
〈対象者〉（1）75歳以上の方又は高齢者の食事作りに興味のある方。
（2）（1）に該当する方で社会参加を促したい方。
〈内 容〉栄養バランスのとれた食事を提供し共食を楽しむ場の提供を行う。
高齢者の食生活において必要な知識に関する講話を行う。
〈実施施設〉 公民館
〈令和4年度実績〉実施回数：4回 参加人数：86人 実施団体：4団体

3 介護予防普及啓発事業（チャレンジプラスアップ教室）

- 〈目 的〉人生100年時代を見据えて、誰もがより長く元気に活躍できるように、多職種が専門性を活かし、介護予防、フレイル対策、認知症予防や生活習慣病などの疾病予防及び重症予防などを一体的に実施し、在宅で自立した生活を送れる高齢者の増加を目指す。
〈対象者〉65歳から74歳の石垣市民で、要支援及び要介護認定を受けていない方又は総合事業対象者でない方。
〈内 容〉理学療法士によるフレイル予防のための運動及び専門職によるミニ講話を実施。
〈実施施設〉石垣市健康福祉センター等
〈令和4年度実績〉実施回数：チャレンジプラスアップ教室 24回（12回×2クール）
参加人数：219名

4 地域介護予防活動支援事業（いきいき百歳体操）

- 〈目 的〉高齢者が住みなれた地域で、自立した生活ができるよう住民主体のリハビリテーション等により、要介護状態になっても生きがいと役割を持ちながら生活が送れるようにする。
〈対象者〉65歳以上の市民と支援者（サポーター）
〈内 容〉住民が主体となり、市の推奨する運動（いきいき百歳体操）を週1回実施し、継続的に取り組む。
〈実施場所〉

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①登野城 高宮宅（あざに会） | ⑥大浜民家(旧小浜商店)（おっかん家金曜会） |
| ②新川公民館（新川100歳会） | ⑦真栄里公民館（真栄里いきいき百歳体操会） |
| ③大浜公民館（カースンヤー会） | ⑧石垣公民館（みやとり会） ⑬県営磯 |
| ④天川公民館（あまかわ茶論会） | ⑨宮良公民館（さにしゃークラブ） |
| ⑤大浜民家(旧小浜商店)（おっかん家水曜会） | ⑩坊々喫茶亜細庵（登野城いやまし会午前） |

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ⑪かた喫茶亜細庵(登野城いやまし会午後) | ⑳平得公民館(びさいゆんたくサロン) |
| ⑫白保公民館(いきいき百歳体操白保会) | ㉑栄公民館(栄マーペークラブ) |
| ⑬伊野田自治公民館(伊野田いきいき会) | ㉒県営磯辺団地集会所(イソベ長寿会) |
| ⑭名蔵公民館(名蔵会) | ㉓明石公民館(明石会) |
| ⑮美崎コミュニティーセンター(美崎シニアクラブ) | ㉔双葉公民館(ふたば常盤会) |
| ⑯平久保公民館(100才体操平久保会) | ㉕新栄町自治公民館(新栄町老悠会) |
| ⑰ひだまり昭スタジオ(大川)(ふーがー会) | ㉖富野公民館(富野会) |
| ⑱平野公民館(ひらの月桃クラブ) | ㉗大川公民館(大川(ふーがー)マフタネー会) |
| ㉑伊原間公民館(伊原間がじゅまる会) | ㉘登野城公民館(登野城ふれあい会) |
| ㉒川平公民館(川平むりぶし会) | ㉙吉原公民館(アララガマ吉原会) |

〈令和4年度実績〉30か所

5 地域リハビリテーション活動支援事業

〈目 的〉地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、地域ケア会議のケース、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職の関与を促進する。

〈内 容〉住民主体の通いの場への介護予防に関する支援。

地域ケア個別会議において派遣が必要と認めたものについて。

〈実施施設〉

- ・いきいき百歳体操会場
- ・地域ケア個別会議等からの個別派遣

〈令和4年度実績〉

- ・実施地区：29地区
- ・地域ケア個別会議のケースへの専門職派遣：1回

6 総合相談支援事業

〈目 的〉地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに必要に応じ地域包括支援センターの各業務につなげていく。すべての支援の入り口として相談対応を行う。

〈内 容〉総合相談、実態把握及びネットワーク構築。

〈令和4年度実績〉

総合相談窓口支援事業 相談延べ件数：3,787件 実人数：925人

7 高齢者実態把握事業

〈目 的〉地域に住む高齢者宅を訪問し面接調査することにより、個別ニーズを把握し適切な支援につなぐ。

〈対象者〉65歳以上の単身世帯

〈内 容〉個別ニーズの把握をもとに、地域ニーズを把握し、地域課題の抽出に活用する。

〈実施方法〉個別訪問での面接により聞き取り。

対象者は65歳以上単身世帯。その中で介護保険サービス未利用者を優先に訪問予定。

〈令和4年度実績〉件数：110件

8 相談協力員の育成と活動支援（見守り支え合いネットワーク）

〈目的〉早期に問題を発見し、必要な支援を迅速かつ効果的に行えるよう相談協力員と各関係機関が連携する。

〈対象者〉地域の高齢者

〈内容〉相談協力員は地域包括支援センターと連携し次に掲げる業務を行う。

利用者の状況に応じて、外からの見守り、訪問による声かけ活動、その他必要な支援を行い、見守りをしていく中で異変を感じた場合、地域包括支援センターに報告し対応を検討する。

地域包括支援センターの役割や各種保健福祉サービスの広報や情報提供を行う。

地域のインフォーマル活動に参加協力し、参加者の相談にのる。

〈令和4年度実績〉協力相談員数：43名

9 認知症施策の推進事業

〈目的〉地域における認知症に関する広報・啓発活動を行い、地域住民への基本的な知識の普及を図るとともに、認知症に関する知識のあるボランティア等を養成し、地域での支え合いネットワークを構築し充実していく。

〈対象者〉石垣市民

〈内容〉認知症予防教室の開催、認知症に関する知識のあるボランティアの養成、認知症SOSネットワークを構築し、定期的に情報交換、課題解決を行う。

認知症に関する相談への対応（電話相談・来所対応・個別訪問）

〈令和4年度実績〉

- ・認知症に関する相談対応 相談件数…延べ410件
- ・認知症初期集中支援チームの活動…1件 チーム員会議…4回
- ・認知症サポーター養成講座6回（参加者数126名）
- ・認知症SOSネットワーク事業
- ・登録者数41名、協力事業所54、検索依頼件数…8件
- ・市民への普及啓発事業（アルツハイマー月間認知症パネル展、認知症ケアパス市ホームページ掲載、パンフレット配布等）
- ・認知症カフェの設置…2か所

10 包括的・継続的ケアマネジメント事業

〈目 的〉高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援専門員に対する支援等を行う。

〈内 容〉個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の把握及び地域資源の開発に関すること。

〈令和4年度実績〉

- ・地域ケア個別会議（6回）
- ・相談支援（介護支援専門員に対して）

11 生活支援体制整備事業

〈目 的〉高齢者の多様なニーズに対応するため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワークを構築し、生活支援の充実を図る。

〈内 容〉生活支援コーディネーター1名配置し、地域のニーズと地域資源の把握生活支援サービス等社会資源の開発を行う。

石垣市生活支援サービス協議体の設置

〈令和4年度実績〉

- ・生活支援サービス協議体⇒新型コロナウイルス感染拡大のため未実施
- ・集いの場、関係機関、企業等への訪問（情報収集）
- ・地域資源情報誌の作成（「シニアのお役立ち情報」の更新）
- ・各会議への参加

12 在宅医療・介護連携推進事業

〈目 的〉医療及び介護両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所など関係者の連携を推進することを目的とする。

〈内 容〉

- ・地域医療・介護の資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・在宅医療・介護連携に関する相談事業
- ・医療・介護関係者の研修
- ・地域住民への普及啓発
- ・在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

〈令和4年度実績〉

- ・在宅医療・介護連携推進協議会 実施回数：2回
- ・情報共有部会 実施回数：2回

- ・入退院時連携ルール・ツールの実態調査
- ・高齢者入所・通所施設への新型コロナワクチン巡回接種等の感染症対策

1 3 成年後見制度利用支援事業

〈目 的〉判断力の低下した認知症高齢者等の不利益を回避し、権利を擁護するための成年後見制度の利用を支援する。

〈対象者〉身寄りのない方、身寄りがあっても申し立てが困難な方、重度の認知症高齢者、知的及び精神障がい者等

〈内 容〉対象者が介護保険や障がい者福祉サービスを利用できるように、成年後見制度に関わる審判請求手続きを行う。

〈令和 4 年度実績〉

- ・審判請求会議 実施回数：6 回
- ・市長申立件数 実施回数：6 件
- ・後見人選定数 実施回数：5 件

1 4 指定介護予防支援事業所業務

〈対象者〉要支援 1・2の方、又は総合事業対象者

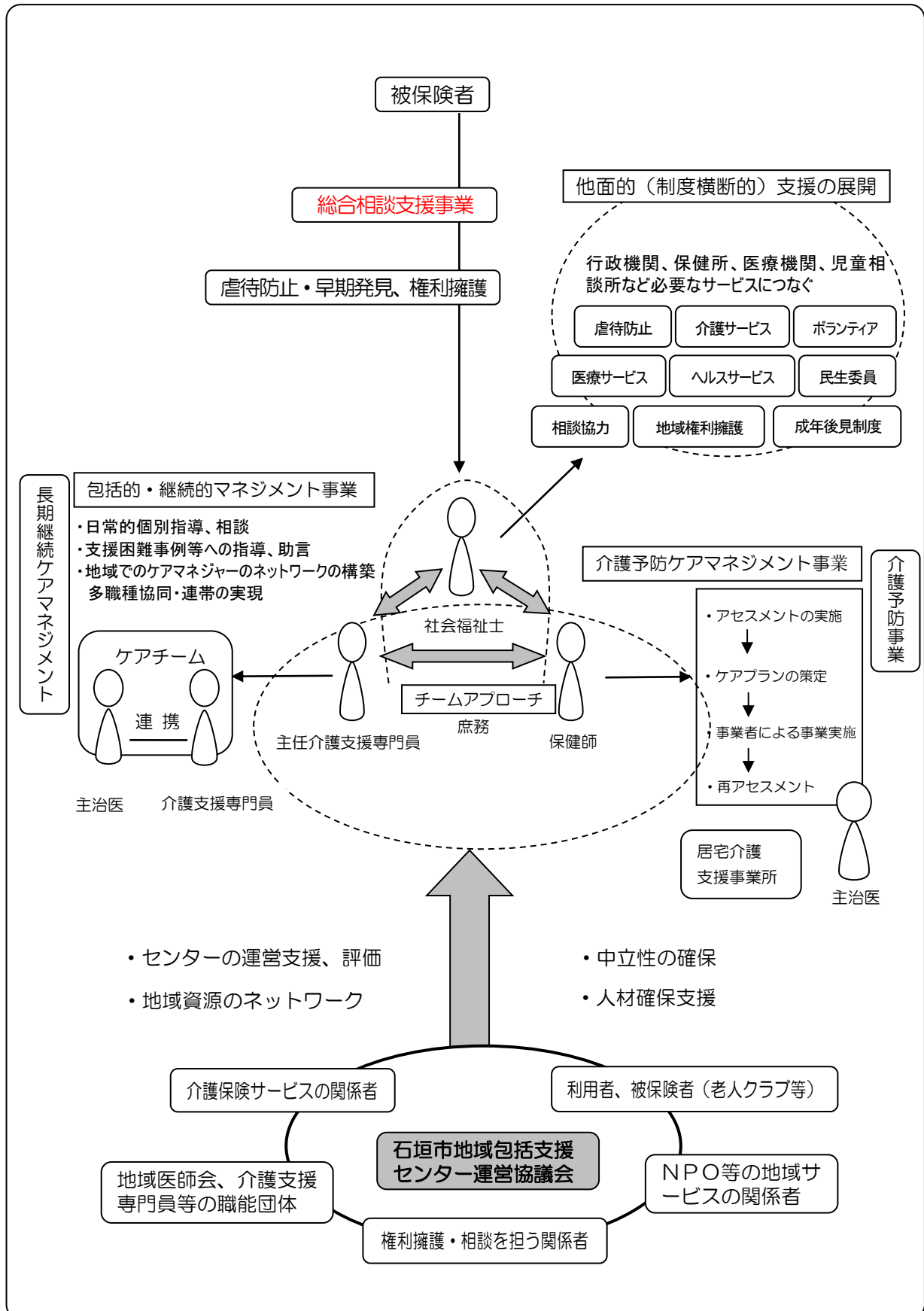
〈内 容〉

- ・介護予防支援、介護予防ケアマネジメントのためのサービス計画の作成
- ・地域包括支援センターでは全委託事業所の給付管理を実施
- ・住宅改修のみの計画作成実施
- ・現在、主任介護支援専門員 0 名、介護支援専門員 5 名が常勤している。

〈令和 4 年度実績〉

- ・契約件数：22 事業所（うち島外事業所 6 か所）
- ・介護予防支援：2,741 件（委託 2,002 件 包括 739 件）
- ・介護予防ケアマネジメント：1,791 件（委託 1,125 件 包括 666 件）

石垣市地域包括支援センター



14 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに家に閉じこもりがちな独り暮らし高齢者の社会的孤立感の解消と自立生活を支援いたします。

〈対象者〉概ね60歳以上の方で各地区の老人クラブに所属している方

（お住まいの地域に老人クラブがない場合は石垣市老人クラブ連合会にご相談ください。）

〈内 容〉

- ・石垣市老人クラブ連合会・八重山地区老人クラブ連合会へ委託
- ・石垣市老人福祉センターを拠点に「趣味のクラブ」を開催
- ・スポーツ大会、ゲートボール大会など地域の高齢者に対しイベントを実施

趣味のクラブ週間予定表

月	火	水	木	金
・囲碁 A・B ・大正琴歌謡 ・カラオケB ・舞 踊 ・3B体操	・月例グラウンドゴルフ（第4火曜） ・月例ゲートボール（第1火曜） ・大正琴民謡 ・日本舞踊 ・手芸 ・絵画教室（第2・4火曜）	・健康体操民謡 ・書 道 ・卓球A ・ふれあい農園	・囲 碁A・B ・卓球B ・ハワイ・万 ・三 線 ・詩 吟	・フォークソング ・社交ダンス ・カラオケA

〈実地状況・目標〉

本事業は、心身の健康に対する意識教養を高め、健康増進、寝たきり防止など、魅力的な長寿社会づくりに貢献しています。今後も継続して実施します。

〈令和4年度実績〉

○趣味のクラブ数 21教室

○受講者数 延20,928名

15 食の自立支援事業（配食サービス）

定期的に高齢者の特性に応じた食事を配達すると同時に安否の確認を行うことで健康的な安らぎのある在宅生活を営むことができるよう支援します。

〈対象者〉概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で自ら食事を準備することが困難な方等。

〈内 容〉

- ・石垣市社会福祉協議会、外1事業者へ委託
- ・利用日 週5日（月～金：夕食）
- ・利用料 1食につき300円

〈令和4年度実績〉配食数 19,638食

16 介護用品支給事業

在宅の要介護高齢者を介護している家族に対して介護用品を支給することにより、精神的及び経済的負担の軽減を含め、要介護高齢者の在宅での生活継続と向上を図ります。

〈対象者〉 要介護4か5に該当する在宅の高齢者であって、住民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族

〈内 容〉 支給される介護用品は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、消臭剤、ラバーシート、ドライシャンプーの7品目で月額6,250円

〈令和4年度実績〉 申請及び決定件数 10件
登録者数 31人

17 家族介護慰労事業

過去1年間、介護保険サービスを受けなかった要介護4または要介護5の住民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族に一時金（10万円／年）を支給します。

〈令和4年度実績〉 支給件数 0件

18 シルバーパス事業

高齢者の社会参加促進を支援し、経済的負担の軽減を図ります。

〈対象者〉 65歳以上の非課税世帯

〈内 容〉 東運輸の発行するかりゆしパス（路線バス乗り放題パス）を無料にて給付します。

〈令和4年度実績〉 延べ申請件数 336件

19 おでかけタクシー事業

〈対象者〉 75歳以上の非課税世帯で、車を所有、使用していない方、家族の送迎が困難な方。

〈内 容〉 1枚470円（初乗り料金）のタクシー利用券を交付します。

〈令和4年度実績〉 延べ申請件数 447件

20 軽度生活援助事業

在宅でひとり暮らしの高齢者が健全で自立した生活を営み要介護状態になることの予防を図ります。

〈対象者〉 概ね65歳以上で日常生活上の援助が必要な方

〈内 容〉 ・石垣市シルバー人材センター、外2事業者へ委託

・利用回数 1週あたり1回 2時間以内（2人の場合は1時間以内）

・利用料 1時間につき100円（2人の場合は200円/1時間）

(1)家屋内の掃除及び整理整頓

(2)寝具類の日干し

(3)家屋周りの除草及びはき掃除等

(4) 食事、食材等の確保(食材等の買物)

〈令和4年度実績〉利用者数 147名

利用時間 827時間

21 生きがい対応型デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、生きがいづくりや心身機能の維持向上のためデイサービスを提供し、介護予防や自立生活を助長します。

〈内 容〉・石垣市社会福祉協議会へ委託

・実施回数 月1～2回

・実施施設 地区公民館（25地区）

・日常動作訓練や趣味活動（生きがい活動）などの各種サービスを提供

〈令和4年度実績〉実施日数 161日

開催箇所数 183カ所

参加人数 738人

22 外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対して、リフト付き車輦及びストレッチャー車により外出を支援します。

〈対象者〉65歳以上で次の要件を満たす方。

○車椅子（電動・手動）の方

○歩行障害により、何らかの補助用具を使用している方または人の介助が必要な方

○その他、これらに準じて必要と認められる方

〈内 容〉・石垣市社会福祉協議会へ委託

・利用料 500円（片道 250円）

・移送車両にて、利用者の居宅から医療機関や行政機関等までの送迎

〈令和4年度実績〉利用のべ件数 655件

23 老人日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者（概ね65歳以上の市民税非課税世帯）に対して、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便利を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

〈内 容〉・電磁調理器、自動消火器の給付、火災警報器

・福祉電話の貸与

〈令和4年度実績〉福祉電話 22台

電磁調理 0台

自動消火器 0本

火災報知機 0基

24 緊急通報システム事業

概ね65歳以上で、慢性疾患等で日常生活上、常に注意を要する独り暮らし高齢者が居宅において緊急状態に陥った際に、電話機（緊急通報システム機器）を使って迅速に対応いたします。

〈内 容〉

- ・保障会社へ委託
- ・電話を保有していることが条件

〈令和4年度実績〉 設置台数 3台

25 老人保護措置事業

65歳以上で身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。

〈内 容〉

- ・養護老人ホームへ委託
- ・収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金があります。
- ・65歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能となります。

〈令和4年度実績〉 八重山厚生園 22名

呉志川厚生園 1名

首里偕生園 1名

沖縄偕生園 2名

26 敬老慶祝訪問

毎年、敬老の日（毎年9月第3月曜日）に長寿の祝いを目的に100歳の方のご自宅を訪問して頌状と記念品を贈呈します。

また、地域公民館或いは施設等での敬老会に市長が訪問しご挨拶を申し上げます。あわせて、新聞紙上に敬老の日メッセージを掲載します。

27 生年祝

毎年旧正（1月1日）に市民会館大ホールで式典を開催し、108歳（茶寿）、97歳（カジマヤー）と85歳の生年を迎えられた方に頌状と記念品を贈呈しています。

28 老人クラブ活動事業

石垣市老人クラブ連合会を中心として、地域の老人クラブが仲間づくりや生きがいづくり、友愛ボランティア活動などを支援します。

〈内容〉社会奉仕活動・教養活動・健康推進活動に積極的に取り組んでいます。

〈対象者〉 60歳以上の方

〈実施方法〉 石垣市老人クラブ連合会を通じて、単位老人クラブに助成します。

〈令和4年度実績〉 現在、33老人クラブ（単位）

29 老人福祉センター事業

老人福祉センターは、老人福祉法で規定する老人福祉施設で、昭和57年（1982年）に設置され、主に「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（石老連・八老連へ委託事業）」の活動拠点として、石垣市に在住する高齢者の活動の場として利用されています。

〈令和4年度実績〉 指定管理先 石垣市老人クラブ連合会

使用申請件数 73件

石垣市老人福祉センター 利用料

区分	種別	単位	使用料	冷房使用料	利用時間
石垣市内の高齢者	各種施設	1時間	無料	無料	9:00～21:00

区分	種別	単位	使用料	冷房使用料	利用時間
上記以外の者	集会場	1時間	1,000円	300円	9:00～21:00
	図書室	1時間	500円	300円	9:00～21:00
	機能回復訓練室	1時間	500円	300円	9:00～21:00
	教養娯楽室（和室）（1）	1時間	500円	300円	9:00～21:00
	教養娯楽室（和室）（2）	1時間	500円	300円	9:00～21:00

屋外

区分	種別	単位	使用料	利用時間	利用時間
石垣市内の高齢者	各種施設	6時間	無料	9:00～15:00	15:00～21:00

上記以外の者	芝コート	6時間	500 円	9:00～ 15:00	15:00～21:00
	ゲート ボール コート (北)	6時間	500 円	9:00～ 15:00	15:00～21:00
	ゲート ボール コート (南)	6時間	500 円	9:00～ 15:00	15:00～21:00

介護保険

〔担当〕

介護長寿課 介護保険係・給付認定係

電話 82-7158

87-6022

FAX 83-5525

介護長寿課 地域包括支援センター

電話 84-3333

FAX 83-5525

1 介護保険制度について

介護保険制度は平成 12 年 4 月に介護が必要な人とその家族を社会全体で支援する制度として開始されました。

この制度は 40 歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに介護サービスを受給する仕組みであり、65 歳以上は「第 1 号被保険者」、40 歳から 64 歳までは「第 2 号被保険者」と区分されています。また、市町村が保険者となって介護保険事業を運営しています。

介護サービスを受給できる方は、原則として「第 1 号被保険者」となっていますが、「第 2 号被保険者」のうち、特定疾患者（16 種類）についても介護サービスを受給することができます。

被保険者が介護サービスを受給する際の利用料は、利用限度額の範囲内であれば所得に応じて 1 割から 3 割までいずれかの負担で受給することができます。

介護保険の財源内訳は、国 25%、県 12.5%、市 12.5%、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%となっています。

また、本市における高齢者人口の推移は下記のとおりで、高齢化率が年々上昇しており、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年（令和 7 年）には、さらに高齢化が進むと予測されるため、長期的な視点に立って介護保険事業を運営していくことが重要です。

（1）高齢者人口の推移

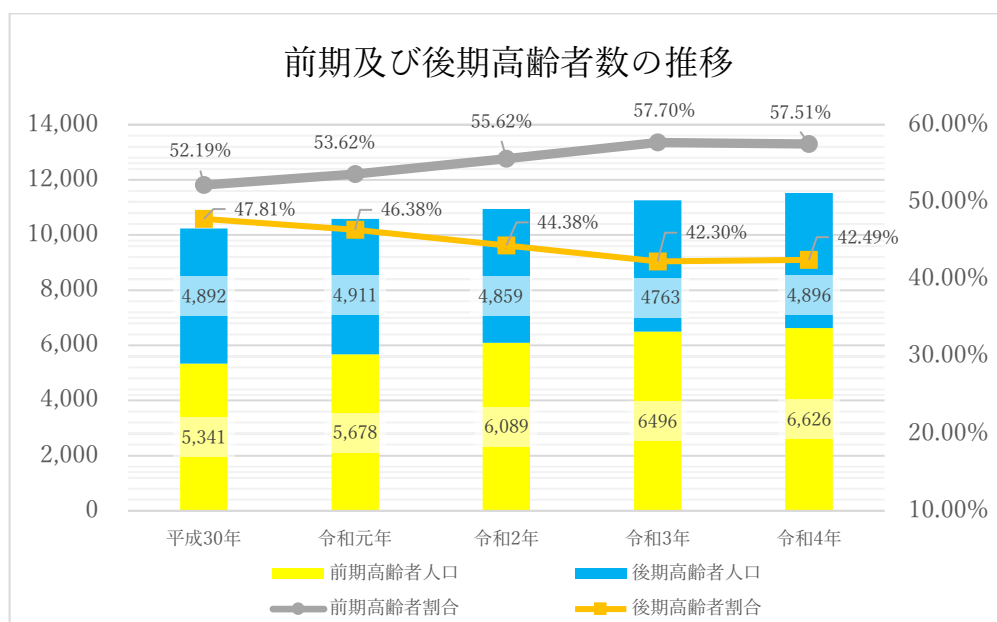
令和 4 年 10 月末の 65 歳以上の高齢者人口は、11,522 人、総人口は 49,551 人で、高齢化率は 23.3%となっています。

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総人口	49,481	49,765	49,697	49,715	49,551
高齢者人口	10,233	10,589	10,948	11,259	11,522
高齢化率	20.7%	21.3%	22.0%	22.6%	23.3%

（各年度 10 月末現在）

令和 4 年（10 月末）における 74 歳未満の前期高齢者数は高齢者総人口（11,522 人）の 57.5%を占める 6,626 人、75 歳以上の後期高齢者数は 4,896 人（42.5%）となっています。

平成 27 年まで、後期高齢者数が前期高齢者数を上回る状況にありましたが、平成 27 年から団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、平成 28 年以降は前期高齢者数が後期高齢者数を上回る状況が続いています。



2 要介護認定者数と認定率の推移

要介護認定者数と認定率の推移

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高齢者数(人)	10,094	10,392	10,724	11,113	11,413	11,645
要介護認定者数(人)	1,767	1,718	1,764	1,845	1,905	1,986
認定率(%)	17.51	16.53	16.45	16.60	16.69	17.05

※認定率＝(要介護認定者数(1号＋2号)÷ 高齢者数(第1号被保険者数) 小数点第2位以下は四捨五入
(介護保険事業状況報告3月末より)

介護度別認定者数

年度	被保険者区分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
R2	1号	155	236	391	309	297	278	322	199	1,405	1,845
	2号	7	8	15	6	3	11	5	9	34	
R3	1号	145	254	399	323	304	296	347	186	1,456	1,905
	2号	8	7	15	6	5	9	7	8	35	
R4	1号	141	299	440	341	277	309	357	209	1,493	1,986
	2号	9	4	13	6	8	10	7	9	40	

(介護保険事業状況報告3月末(様式1の5)より)

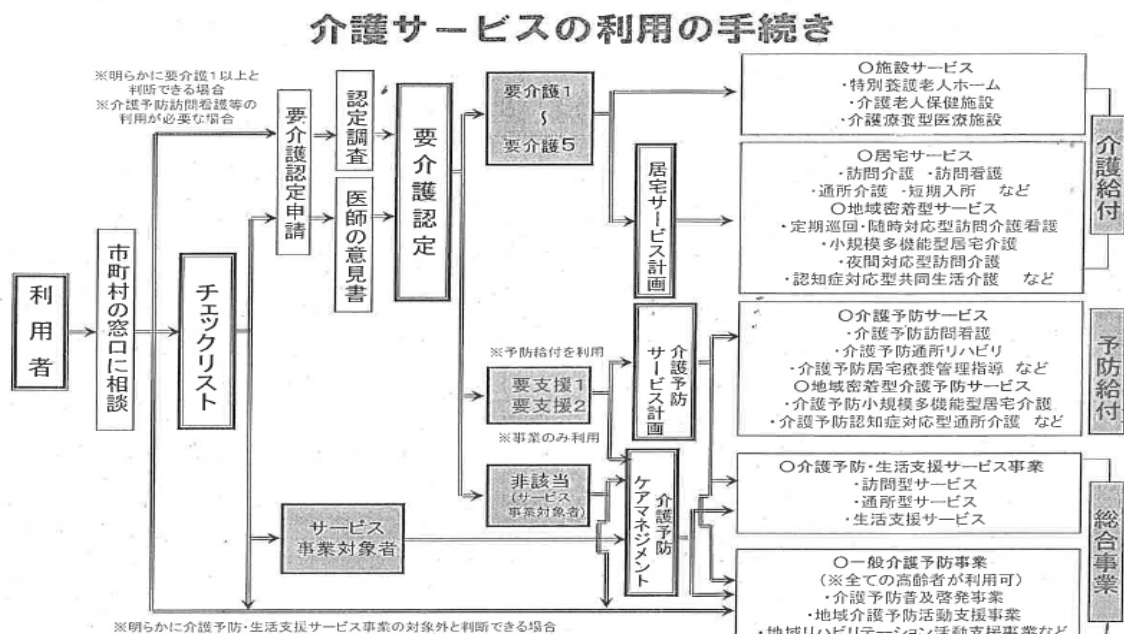
申請区分別認定者数の推移

年度	申請区分			計
	更新	新規	区分変更	
H30	1,000 (64%)	468 (30%)	80 (5%)	1,548
R1	933 (61%)	489 (32%)	101 (6%)	1,523
R2	732 (53%)	532 (39%)	99 (7%)	1,363
R3	983 (60%)	450 (27%)	166 (10%)	1,630
R4	1,170 (63%)	490 (26%)	199 (11%)	1,859

※H30年度より更新認定の認定有効期間の上限を36か月に拡大(認定支援システムより抽出)

3 要介護・要支援認定の申請からサービス利用までの流れ

介護サービス、介護予防サービスを利用するには、市区町村の窓口で申請し、要支援・要介護認定を受ける必要があります。要支援・要介護認定は、お身体の状態や認知症の有無などからの程度介護を必要としているかを判断します。



4 介護保険で受けられるサービス

(1) 在宅サービス

① 居宅介護支援

「居宅介護支援」とは、ケアマネジャー（介護支援専門員）が居宅の要介護者が居宅サービスなどを適切に利用できるよう、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、利用者にあった「ケアプラン」を作成し、事業者や自治体などの関係機関との連絡・調整を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園指定居宅介護支援事業所	新川 1740-2	88-6430
2	石垣島徳洲会病院 居宅介護支援事業所	大浜 446-1	82-5117
3	あかゆら居宅介護支援事業所	浜崎町 2-2-8	82-2611
4	石垣ケアプランセンター	真栄里 556-1	82-0887
5	なごみの里ケアプランセンター	宮良 1131-2	86-8817
6	沖縄県看護協会居宅介護支援事業所うりずん	大川 547 興ビル 2F-204	84-1221
7	ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939
8	ケアプランセンターてふてふ	登野城 171-6	87-7817
9	ケアプラン星の里	新川 2124	83-5898
10	ケアセンターむつみ	大川 541-1	84-1725
11	ケアプランセンター大浜1番地	大浜 2-3	87-0007
12	ケアプラン ハピネス	真栄里 436-6	88-7655

13	居宅介護支援事業所 うしおマネジメント	登野城93	88-6695
14	ふたば介護サービス	新川 2372-23	82-3677
15	ハートケア花水木	大浜 233-2	090-1941-1231
16	ケアプランセンター茶寿苑	真栄里 204-382	82-0080
17	カエル計画社	石垣 644-3	090-1362-6795
18	ゆにばいしがき	石垣 154 マンション花水木 101	83-0345
19	ケアプラン てっとめ	登野城 364-2 1F	090-6497-2986

②地域包括支援センター

介護や介護予防、医療、福祉などさまざまな面から、地域に住む高齢者の生活を支えるための拠点となり、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関となります。

要支援認定を受けた方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して利用者にあったケアプランを作成し、介護サービス事業者など関係機関との連絡・調整を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	石垣市地域包括支援センター	真栄里 672（新庁舎内）	84-3333

③訪問看護及び介護予防訪問看護

在宅で療養している要介護者に対して、かかりつけ医（主治医）の指示にもとづいて看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	訪問看護ステーションうりずん	大川 547 興ビル 2-204	84-1221
2	訪問看護ステーション太陽の里	真栄里 556-1	88-5556
3	訪問看護ステーションゆいケアサービス	登野城 74-4 1F	83-7370
4	石垣島徳洲会病院 訪問看護事業所	大浜 446-1	88-0123
5	訪問看護ステーション あんじゅ	真栄里 558-7 サザンリッチ先島 103	84-1808
6	訪問看護ステーションかりゆし	新川 2124	84-1303
7	プライマリー訪問看護リハビリテーション石垣	新川 38-2	87-5277
8	訪問看護ステーションてっとめ	登野城 364-2 1階	090-6858-1716
9	訪問看護ステーション すたいる	浜崎町 3-3-9	87-5683
10	訪問看護ステーション にじいろ	大川 283 譜久村ビル 101	87-6510

④通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、理学療法士や、作業療法士又は言語聴覚士によるリハビリテーションなど日帰りで行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設いしがき太陽の里	大浜 1349-81	82-0011
2	介護老人保健施設（通所リハビリテーション事業所）聖紫花の杜	新川 2127-2	83-5898

3	通所リハビリテーションならさ	新川 1695-123	88-5107
4	石垣島徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所	大浜 446-1	88-0123
5	通所リハビリテーションがんじゅうクラブ	真栄里 108-3	84-1155
6	訪問看護ステーション みらくる	大川 448-9 MMハウス 101	87-9666
7	HomeLab カエル計画社	石垣 668-1	090-1362-6795

⑤訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の「身体介護」や、掃除、洗濯、調理などの「生活援助」を行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園指定訪問介護事業所	新川 1740-2	88-6430
2	石垣訪問介護センター	真栄里 556-1	84-3535
3	ケアサービスセンターてふてふ	登野城 171-6	83-7555
4	ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939
5	ケアセンターむつみ	大川 541-1	84-1725
6	ケアサービス さにしゃ	平得 117-16	83-2326
7	石垣島徳洲会病院 訪問介護事業所	南大浜 446-1	88-0123
8	ヘルパーステーション大浜1番地	大浜 2-3	87-0531
9	指定訪問介護事業所 若夏の家	登野城 943-1	87-6458
10	ワイズケア	登野城 132	87-6458
11	スタイルケアサービス	浜崎町 3-3-9	87-5683

⑥通所介護

通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りでを行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービスセンター ゆりヶ浜	宮良 1-16	84-4377
2	デイサービス 長寿の華	大浜 1349-78	82-6498
3	なごみの里デイサービスセンター	宮良 1131-2	86-8370
4	デイサービス とうぬすく	登野城 661-7	88-7740
5	デイサービス いしがき	石垣 275	88-8551
6	デイサービスセンター大浜1番地	大浜 2-3	87-0007
7	デイサービス いちのはし	新川 2378-2 1F	88-1202
8	デイサービス 杜の泉	真栄里 530-1 2F	83-0113
9	デイサービス花織	真栄里 204-382	82-0080
10	デイサービスハーモニー（共生型）	大浜 1349-79	82-0202

⑦福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与（要介護1、要支援1・2の方は種類の制限有）

ー福祉用具貸与の種目ー

- 車いす ○車いす付属品 ○特殊寝台 ○特殊寝台付属品 ○じょく創予防用具
- 体位変換器 ○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知器具 ○移動用リフト ○特殊尿器（自動排泄処理装置）

	事業所名	所在地	電話番号
1	(有) 八重山介護サービス	大川 527-1	83-9597
2	(有) シルバープラザ石垣	真栄里 556-1	83-1223
3	ゆいケアサービス	登野城 74-4	84-3939
4	ふたば介護サービス	新川 2372-23	82-3677

⑧短期入所生活介護（介護予防含む）

介護老人福祉施設などに短期間入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	八重山厚生園 指定短期入所生活介護事業所	新川 1740-2	82-2334
2	なごみの里 指定短期入所生活介護事業所	宮良 1131-2	86-8316
3	介護老人福祉施設 まえさと茶寿苑	真栄里 204-382	82-0080

⑨短期入所療養介護（介護予防含む）

介護老人保健施設などに短期入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 聖紫花の杜	新川 2127-2	83-5898
2	介護老人保健施設 いしがき太陽の里	大浜 1349-81	82-0011

（２）施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が対象の施設です。入浴・排せつ・食事など日常生活上の支援や介護を行います。新規入所は原則として要介護３以上の方が対象となります。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人福祉施設 八重山厚生園	新川 1740-2	82-2334
2	介護老人福祉施設 なごみの里	宮良 1131-2	86-8316
3	介護老人福祉施設 まえさと茶寿苑	真栄里 204-382	82-0080

②介護老人保健施設

状態が安定していても、ある程度の医学的ケアなどが必要な人が、早期の在宅復帰を目指してリハビリテーションや介護が受けられる施設です。※「要介護１～５」の人が対象になります。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 聖紫花の杜	新川 2127-2	83-5898
2	介護老人保健施設 いしがき太陽の里	大浜 1349-81	82-0011

③軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な 60 歳以上の高齢

者が、家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなどを受けながら生活することができる施設です。自治体の助成を受けて運営されるため、比較的低額な利用料で入居することができます。軽費老人ホームは大きく分けて「自立型」と「介護型」があり、介護型は、さらに「特定施設」として介護保険の給付対象となる施設で、介護スタッフも常駐しています。

	事業所名	所在地	電話番号
1	ケアハウス ばすきなよお（特定施設）	白保 287-60	86-8888

※「特定施設入居者生活介護」の県指定を受けた介護保険の給付対象となる施設です。

（３）地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活

が
継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスのことを「地域密着型サービス」といいます。平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設されました。

地域密着型サービスは、住み慣れた自宅や地域での生活を支えるためのもので、市町村

が
指定や指導監督の権限をもち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準の設定ができます。

①認知症対応型通所介護（介護予防含む）

認知症の高齢者が、認知症対応型の通所介護施設やグループホームなどに送迎してもらい、食事や入浴などの日常生活上の介護や健康状態の確認、機能訓練など専門的なケアを日帰りで受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービス あらかわ	新川 2372-11	83-3932
2	デイサービス かびら	川平 559-1	88-2627
3	（共用型）デイサービス ハピネス高田	真栄里 436-10	87-9775

②認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）

認知症の人が共同生活をする住宅で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	グループホーム イジュの花	大浜 453-12	84-1212
2	グループホーム 星のふる里	新川 2105	88-8000
3	認知症対応型共同生活介護事業所あかゆら	浜崎町 2-2-10	88-6075
4	グループホーム ハピネス	真栄里 436-10	87-9775

③小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）

施設に通ってサービスを受けることを中心に、利用者の希望などに応じて短期間の宿泊や訪問介護のサービスを組み合わせて利用できる多機能なサービスが受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	あかゆら小規模多機能型居宅介護事業所	浜崎町 2-2-8	84-1380
2	小規模多機能ホームつむぎの郷	大浜 1349-77	84-1362

④地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームで、入居者が要介護者と配偶者に限られる介護専用型特定施設のうち、小規模(定員29人以下)の施設で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

⑤地域密着型通所介護

市内に住所を有する要介護者が通う定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練などの支援、さらにレクリエーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	デイサービスセンターあかゆら	浜崎町 2-2-8	84-1380
2	デイサービスひだまり	桴海 535	88-2656
3	デイサービス年輪	石垣 213	88-8082
4	デイサービスむつみ	大川 33-2	87-5008
5	デイサービスセンターにいふあいゆー	登野城 676-2	87-0518
6	デイサービスハピネス平真	真栄里 436-11	82-3838
7	さくらデイサービス	真栄里 544-1	87-5226
8	グッドライフむつみデイサービス	大川 578-7	87-0838
9	JOY いしがき	登野城 582-2 かりん 大山	87-5808
10	デイサービス結	大浜 801-1	88-1758
11	リハビリックス石垣店	真栄里 567-5	87-6622

廃止事業所：デイサービスコーラルケア

(4) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者の日常生活に必要なさまざまなサービスを提供する民間の施設です。

「介護付き」「住宅型」「健康型」の3種類があります。「住宅型」は、介護が必要な人と現在介護は不要という人の両方を対象とした施設です。介護が必要な人は、外部の事業者から介護サービスを受けることができます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	住宅型有料老人ホーム シルバーホームいちのはし	新川 2378-2 2・3F	88-1202
2	住宅型有料老人ホーム すたいる石垣	浜崎町 3-3-9	87-5683

※介護付き有料老人ホームコーラルケアは、「住宅型有料老人ホームすたいる石垣」へ変更。

(5) サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省が所管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の基づき都道府県に登録される民間高齢者施設です。バリアフリー構造の住宅で、安否確認と生活相談サービスを提供することが義務付けられています。「特定施設」の指定を受けている場合は、介護保険のサービスが利用できます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	サービス付高齢者向け住宅 グッドライフむつみ	大川578-7	87-0838
2	サービス付高齢者向け住宅 八重の杜	真栄里530-1	83-0113

※サービス付き高齢者向け住宅コーラルケアガーデンは、「住宅型有料老人ホームすたいる石垣」へ変更。

(6) 償還給付サービス

①特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入費支給

居宅で介護を受ける者で、要介護状態区分に関わらず、利用できます。

上限額は同一年度10万円です。

《対象品目》○腰掛便座 ○特殊尿器 ○入浴補助用具 ○移動用リフトのつり具の部分

○自動排泄処理装置の交換可能部品 ○排泄予測支援機器（R4.4 月より追加）

	事業所名	所在地	電話番号
1	(有)八重山介護サービス	大川527-1	83-9597
2	(有)シルバープラザ石垣	真栄里556-1	83-1223
3	ゆいケアサービス	登野城74-4	84-3939
4	ふたば介護サービス	新川2372-23	82-3677

②住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

居宅で介護を受ける者で、要介護状態区分に関わらず、利用できます。

上限額は同一の住宅で20万円です。

5 介護保険料（第8期：令和3年度～令和5年度）

（1）保険料率と保険料月額

介護保険料は、介護サービスにかかる費用に応じて市町村ごとに基準額を決定します。高齢者の増加に伴い年々増加傾向にあります。

（2）介護保険料の決め方

$$\frac{\text{石垣市の介護サービス総費用のうち1号被保険者の負担分}}{\text{石垣市の65歳以上の人数（1号被保険者）}} \div 12 \text{ ヶ月} = \text{基準額（月額）}$$

（3）所得別段階表（令和4年度）

第8期計画						
所得段階	所得段階基準			保険料率	年額 （円）	月額 （円）
	本人	世帯	本人所得基準			
第1段階	非課税	非課税	●生活保護受給者 ●世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.50 (0.30)	40,140 (24,084)	3,345 (2,007)
第2段階			●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.705 (0.455)	56,604 (36,540)	4,717 (3,045)
第3段階			●世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	0.755 (0.705)	60,612 (56,604)	5,051 (4,717)
第4段階	課税	課税	●本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税され、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.900	72,252	6,021
第5段階 （基準額）			●本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税され、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	80,292	6,691
第6段階	課税	—	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.225	98,352	8,196
第7段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.400	112,404	9,367
第8段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.625	130,464	10,872
第9段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の人	1.850	148,536	12,378
第10段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が430万円以上600万円未満の人	2.075	166,596	13,883
第11段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.300	184,668	15,389
第12段階			●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.500	200,724	16,727

（4）低所得者への保険料の軽減策

平成27年4月より、低所得者対策として第1段階の方に対して保険料の軽減策を実施しています。また、平成31年度以降は軽減策の対象を拡充し、第2段階、第3段階の方も軽減策の対象としています。

令和5年度は、第1段階の方に対し、保険料率0.50に対し0.30の軽減を図ります。これにより年額保険料40,140円から16,056円軽減（月額保険料は、3,345円から1,338円軽減）されています。

6 利用者負担

(1) 高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯合計額）が、所得区分ごとにそれぞれ定める利用者負担の上限を超える場合には、申請により、その超える金額が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、特定福祉用具購入費、住宅改修費、介護保険施設やショートステイでの居住費（滞在費）や食費等の、支給限度額を超えた利用負担分は対象となりません。

※所得等の状況による利用者負担の上限額

区 分		負担の上限額（月額）
	・課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円
	・課税所得 380 万円～課税所得 690 万円未満	世帯 93,000 円
・住民税課税～課税所得 380 万円未満		世帯 44,400 円
・世帯全員が住民税非課税の方など		世帯 24,600 円
	・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を 15,000 円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方		世帯 15,000 円

(2) 居住費及び食費の負担軽減 「特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）」

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）への入所やショートステイを利用する場合、利用者負担割合（1 割～3 割）分のほかに、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。低所得の方で一定の要件を満たす方は、居住費および食費の軽減を受けることができます。

【対象となる方】

（単位：

円）

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第 1 段階	●生活保護受給者 ●世帯全員※1 が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円以下
第 2 段階	●世帯全員※1 が住民税非課税で、前年の年金収入等※2 <u>80 万円以下の方</u>	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円以下
第 3 段階① ※2	●世帯全員※1 が住民税非課税で、前年の年金収入等※2 <u>80 万円超 120 万円以下の方</u>	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円以下
第 3 段階② ※2	●世帯全員※1 が住民税非課税で、前年の年金収入等※2 <u>120 万円超の方</u>	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円以下

※1 世帯分離している配偶者または内縁関係の者を含みます。

※2 年金収入等＝公的年金収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

【利用者負担段階と利用者負担額】

利用者負担 段階	居住費（滞在費）						食費の 限度額 （ ）※2
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室		
			特養等※1	老健、療養 等	特養等	老健、療養 等	
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円 (300円)
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円 (600円)
第3段階①	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円 (1,000円)
第3段階②	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	1,360円 (1,300円)
一般の方の 基準費用額 （目安）	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円	1,445円

※1 「特養等」は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額

※2 （ ）内の金額は、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額

（３）障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援

障害者自立支援法による 65 歳到達以前のおおむね 1 年間にホームヘルプサービスを利用し、利用者負担額が 0 円となっていた方で、65 歳に到達したことで介護保険の対象となった方。利用者負担割合は 0 %。

7 介護保険制度における各種サービス利用状況（在宅・施設）

介護サービスの種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
訪問介護	2,976	197,709,422	3,391	249,952,701	3,873	310,738,979
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
訪問看護	1,274	33,706,228	1,459	48,011,008	1,794	63,523,158
訪問リハビリテーション	37	1,197,594	49	1,395,945	9	232,281
居宅療養管理指導	269	1,305,505	522	3,194,506	877	5,447,594
通所介護(デイサービス)	4,415	490,364,400	4,479	492,978,767	4,597	495,846,138
通所リハビリテーション	3,027	288,211,124	3,064	313,566,144	2,904	284,956,396
短期入所生活介護(ショートステイ)	828	55,501,653	547	34,356,251	686	35,130,344
短期入所療養介護(老健)	358	29,369,818	437	37,487,647	425	35,882,078
短期入所療養介護(療養)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	7,191	67,762,311	7,843	73,099,629	8,098	81,800,748
福祉用具購入費	95	3,114,972	103	3,098,581	103	3,422,338
住宅改修費	35	3,256,113	39	3,233,243	53	4,245,951
居宅介護支援(介護サービス計画)	10,359	155,368,087	11,028	174,330,525	11,206	179,553,130
地域密着型介護サービス	4,277	554,551,306	3,740	534,533,299	3,817	490,613,763
特定施設入居者生活介護	640	119,720,785	694	121,091,770	689	133,574,667
特定入所者介護サービス(施設)	3,386	126,734,178	3,287	122,787,898	4,539	117,803,175
特定入所者介護サービス(短期)	766	8,787,557	637	6,070,262	650	5,428,374
高額介護サービス費(公費分)	1,532	15,109,626	1,609	16,484,685	1,767	18,742,981
高額介護サービス費(償還分)	6,790	78,682,985	6,968	79,205,133	6,691	76,767,940
高額医療合算介護サービス費	271	8,053,623	145	4,290,660	100	2,571,396
居宅サービス計	48,526	2,238,507,287	50,041	2,319,168,654	52,772	2,346,281,431
介護老人福祉施設サービス	2,239	556,012,298	2,171	554,479,503	3,789	553,671,942
介護老人保健施設サービス	1,768	495,427,964	1,810	500,672,829	1,879	521,721,154
介護療養型医療施設サービス	24	4,628,376	6	2,261,016	16	201,322
介護医療院サービス	0	0	6	2,130,219	16	5,540,894
施設サービス計	4,031	1,056,068,638	3,993	1,059,549,327	5,700	1,081,135,312
介護サービス合計	52,557	3,294,575,925	54,034	3,378,712,221	58,472	3,427,416,743

介護予防サービスの種類	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
介護予防訪問介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	222	5,647,214	292	8,561,905	431	12,381,631
介護予防訪問リハビリテーション	2	123,426	18	890,577	37	1,497,330
介護予防居宅療養管理指導	13	90,711	35	269,847	69	570,453
介護予防通所リハビリテーション	1,132	35,201,075	1,047	35,465,364	1,028	35,551,017
介護予防短期入所生活介護	37	1,006,291	14	389,790	24	791,739
介護予防短期入所療養介護	1	24,552	3	77,193	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,201	9,745,495	2,158	9,566,180	2,048	9,398,833
介護予防福祉用具購入費	44	1,136,485	53	1,359,445	48	1,333,311
介護予防住宅改修費	28	2,237,111	32	3,406,079	32	2,592,321
介護予防支援（予防サービス計画）	2,694	11,860,140	2,680	12,108,010	2,691	12,304,200
地域密着型介護予防サービス	35	2,005,034	77	4,138,736	104	6,264,972
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
特定入所者予防サービス（短期）	33	182,074	12	53,455	7	15,971
介護予防高額サービス費（公費分）	0	0	0	0	0	0
介護予防高額サービス費（償還分）	78	61,165	48	28,139	44	29,012
高額医療合算介護予防サービス費	5	18,256	0	0	2	3,311
介護予防サービス費計	6,525	69,339,029	6,469	76,314,720	6,565	82,734,101
審査支払手数料	44,412	3,686,196	46,758	3,796,364	48,790	3,878,136
介護給付費合計		3,367,601,150		3,458,823,305		3,514,028,980

児童保育

[担当]

子育て支援課

電話 82-1704

FAX 82-8055

子ども・子育て支援新制度について

◆新制度の目的

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に行われるものです。

◆石垣市の取組み

国が定める基本指針に基づき、計画的に給付・事業を実施するための「石垣市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」の策定にあたり、対象年齢世帯に対しニーズ調査を実施し、教育・保育ニーズを把握し、具体的な確保の方策等について「石垣市子ども・子育て会議」において内容を協議しました。

また、令和 2 年 3 月には「第 2 期石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定し、令和 4 年度には中間見直しを行い、次の 3 つの基本目標の実現に向けた取組みを実施しています。

●基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の確実な提供

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、女性の就業率向上等に伴う利用ニーズの動向に適切に対応できるよう、教育・保育施設等のサービス提供事業者や地域等と連携・協働しながら、必要なサービスを確実に提供できる環境整備に取り組めます。

●基本目標 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県等と連携しながら、市民や企業等に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てへの男女共同参画に関する啓発等に取り組めます。

あわせて、教育・保育をはじめ、「小 1 の壁」を打破するための小学生の放課後児童対策、病児保育事業等の緊急時の支援サービスをはじめとした、仕事と子育ての両立支援に係る各種サービス等について、必要量の確保と利用しやすい仕組みづくりに取り組めます。

●基本目標 3 子どものための多様な居場所づくり

中高生も含めたすべての子どもが、放課後や週末等に、様々な体験や遊び、学習活動等ができる安全・安心な居場所として、児童館をはじめとした多様な居場所づくりに取り組めます。

なかでも小学生については、総合的な放課後対策として「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室を計画的に整備するなど、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動が行える環境づくりに取り組めます。

◆石垣市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に基づき、子どもの保護者、子育て支援関係者、社会福祉関係者、教育関係者で構成しており、新制度の事業計画の策定や変更、教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援に関する施策の推進などについて関係者の意見を聴くもので、平成 26 年 3 月に設置しました。

1. 保育所・こども園（2号・3号認定）

（1）保育所等への入所

保育所等への入所は、乳児、幼児を監護すべき保護者が次の条件を備えている場合に、保護者の申し込みに基づいて行われます。

本市では市立保育所 2 カ所（119 人）、法人立保育園（幼保連携型認定こども園 3 園含む。）22 カ所（1,615 人）、地域型保育施設 15 カ所（172 人）、事業所内保育所 3 カ所（41 人）、市立こども園（幼保連携型認定こども園）5 カ所（185 人）、公私連携幼保連携型認定こども園 1 カ所（60 人）、認可外保育園 13 カ所での児童の保育がなされています。

（令和 5 年 4 月 1 日時点）

①保育の実施基準

市立及び法人立保育所等の入所基準は次のとおりです。

- ・居宅外で、労働することを常態としていること。
- ・居宅内で、当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・妊娠中であるか、または出産後間がないこと。
- ・長期にわたり、疾病の状態にあるか、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災、その他の復旧に当たっていること。
- ・求職中や起業準備・就学・技術取得のため、昼間外出することを常態としていること。
- ・要支援家庭（虐待・DV のおそれがある）。
- ・育児休業時に既に保育を利用している児童の継続利用が必要であると認められる場合。
- ・その他（死亡、行方不明、拘禁等の理由により親がいない場合等）

②保育利用時間

保育の必要量により、「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定されます。

それぞれの保育を必要とする事由に応じて以下のとおり保育利用時間が設定され、保護者間で、保育を必要とする事由が異なる場合は、保育必要量の少ないほうが適用されます。

（例えば、父親：保育標準時間認定、母親：保育短時間認定の場合は、「保育短時間」認定となります。）

保育標準時間	最長 11 時間利用可能
保育短時間	最長 8 時間利用可能

保 育 所 一 覧 表

(市 立)

令和5年4月1日現在

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	利用 定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	大 川 保 育 所	字大川 70	82-4057	昭和 40 年 2 月	114	1,832.67	870.03	鉄筋コンクリート
2	伊 原 間 保 育 所	字伊原間 20-4	89-2245	平成元年 5 月	30	1,933.00	198.00	鉄筋コンクリート

(法人立：認可)

令和5年4月1日現在

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	利用 定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	オ リ ブ 保 育 園	字登野城 900	82-5096	昭和 40 年 2 月	140	2,956.00	1,234.93	鉄筋コンクリート
2	あ い の 保 育 園	字大川 177	82-5028	昭和 49 年 3 月	70	967.42	580.85	鉄筋コンクリート
3	エンゼル 保 育 園	字新川 300	82-2563	昭和 47 年 5 月	60	600.00	472.31	鉄筋コンクリート
4	やしの実 保 育 園	字大川 57-2	82-1290	昭和 55 年 3 月	99	1,613.00	600.30	鉄筋コンクリート
5	み よ し 保 育 園	字新川 362-5	82-7850	昭和 59 年 4 月	80	1,655.42	997.97	鉄筋コンクリート
6	ま き ら 保 育 園	字新川 2273-3	83-0218	平成 15 年 5 月	50	578.00	505.41	鉄筋コンクリート
7	み や ら 保 育 園	字宮良 1015-12	86-8326	平成 18 年 4 月	85	1,069.00	559.48	鉄筋コンクリート
8	ちいろば 保 育 園	字登野城 1011	84-3268	平成 21 年 4 月	50	839.16	648.09	鉄筋コンクリート
9	緑 ケ 丘 保 育 園	字石垣 340-1	82-9118	平成 24 年 11 月	70	772.27	632.12	鉄筋コンクリート
10	こどもの 家保育園	字平得 40-1	83-4461	平成 27 年 6 月	80	844.41	761.95	鉄筋コンクリート
11	みやら子 宝保育園	字宮良 326-28	87-5122	平成 28 年 5 月	60	514.4 8	499.56	鉄筋コンクリート
12	海 邦 保 育 園	字大川 991-6	83-6161	平成 28 年 7 月	80	935.40	619.74	鉄筋コンクリート
13	第二まき ら保育園	字新川 2318-4	83-0218	平成 29 年 1 月	40	329.45	403.68	鉄筋コンクリート
14	アスク真栄 里 保 育 園	字真栄里 88	88-1800	平成 29 年 7 月	60	2694.13	660.13	鉄筋コンクリート
15	竹の子の 森保育園	字大浜 747	83-3153	平成 29 年 10 月	85	2016.11	817.57	鉄筋コンクリート
16	にしのも り保育園	字新川 2336-1	87-5145	平成 30 年 4 月	90	5105.19	913.87	鉄筋コンクリート

17	ひまわりっ こ 保 育 園	字登野城 590- 18	82-1965	平成 30 年 7 月	60	767.00	646.50	鉄筋コンクリート
18	ばいぬしま きのこほい く え ん	字白保 348-3	86-8135	平成 30 年 7 月	40	1442.64	755.00	鉄筋コンクリート
19	海 邦 第 二 保 育 園	字大川 991-10	87-7713	令和 2 年 4 月	80	839.06	359.24	鉄筋コンクリート

地域型保育事業（小規模保育）

令和5年4月1日現在

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	利用 定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	のびのび 保 育 園	字新川 183-4	82-7919	平成 27 年 5 月	18	165.29	82.75	鉄筋コンクリート
2	ひなわし 保 育 園	字平得 120-9	82-5316	平成 27 年 4 月	17	330	130	鉄筋コンクリート
3	きんたろう 保 育 園	字新川 183-2	82-8760	平成 28 年 4 月	18	234.35	80.08	鉄筋コンクリート
4	はとぼっぼ 保 育 園	新栄町 20-9	82-4377	平成 28 年 4 月	18	103	62.43	鉄筋コンクリート
5	やいまぬふあ	字平得 210-1	82-8808	平成 28 年 4 月	18		79.95	鉄筋コンクリート
6	わ か ば 保 育 園	字登野城 785-4	82-5631	平成 28 年 4 月	18	417.95	112.86	鉄筋コンクリート
7	ふくふく 保 育 園	字真栄里 214-1	83-0515	平成 29 年 4 月	18	127.76	87.78	鉄筋コンクリート
8	ていだばな 保 育 園	字大浜 216-3	87-5587	平成 29 年 4 月	12	534.44	115.60	鉄筋コンクリート
9	きのこ べいびー	字平得 378-1	87-6037	平成 29 年 4 月	18	1,903	133.7	鉄筋コンクリート
10	小 規 模 保育園 87	字真栄里 309- 15	83-2200	平成 29 年 9 月	12	123.1	123.1	鉄筋コンクリート
11	どんぐり ほいくえん	字新川 2307-2	87-6008	平成 30 年 4 月	12	283.16	114.42	鉄筋コンクリート
12	星 の 子 石垣保育園	字平得 85-1	87-0347	令和元年 10 月	18	405.0	57.0	鉄筋コンクリート
13	ゆ に ば キ ッ ズ	字真栄里 753-1	82-8877	令和3年 4 月	18	270.29	133.82	鉄筋コンクリート
14	たいようの 子 保 育 園	字平得 32	83-2761	令和3年 4 月	18	645.78	91.22	鉄筋コンクリート
15	やしの実 リ ト ル	字大川 577-2	87-9944	令和 4 年 4 月	18	1,613.74	324.79	鉄筋コンクリート

地域型保育事業（事業所内保育・地域枠のみ）

令和5年4月1日現在

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	利用 定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	太陽ぬ子 保 育 園	字大浜 1349-81	82-5511	平成 28 年 4 月	15	2,070	644	鉄筋コンクリート
2	ふくぎの森 保 育 園	字石垣 734-4	87-5526	平成 28 年 5 月	9	6,823	320.9	木造
3	なごみの 広 場 保 育 園	字大浜 436-1	87-0288	令和元年 9 月	12	1577.87	403.56	鉄筋コンクリート

こども園一覧表

幼保連携型認定こども園（1～2号認定）

令和5年4月1日現在

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	利用 定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	へいしん こども園	字平得 174-3	82- 3211	平成 31 年 4 月	72	3,286.6	830.23	鉄筋コン クリート
2	おおはま こども園	字大浜 182	82- 5529	平成 31 年 4 月	80	2,222.23	668.15	鉄筋コン クリート
3	まきら こども園	字新川 2357-1	82- 8244	平成 31 年 4 月	60	3,653.50	805.09	鉄筋コン クリート
4	あらかわ こども園	新栄町 74	82- 2387	令和 2 年 4 月	80	2,776.00	657.00	鉄筋コン クリート
5	かびら こども園	字川平 831-1	88- 2655	令和 4 年 4 月	80	4,445.00	716.14	鉄筋コン クリート
6	なごみの 広場	字大浜 436-1	87- 0288	平成 23 年 4 月	95	4672.32	706.66	鉄筋コン クリート
7	ふくぎ こども園	石垣 471-1	87- 0288	令和 3 年 4 月	95	592.0	713.84	木造
8	平得わらべ 保育園	平得 394-3	88- 0007	令和 3 年 10 月	100	2,965.00	924.38	鉄筋コン クリート

※No.5 から8は3号含む

公私連携幼保連携型認定こども園（公私連携・1～3号認定） 令和5年4月1日現在

	保 育 所	所 在 地	電 話	開 所 年月日	利用 定員	敷地 面積 (㎡)	建物 面積 (㎡)	建物構造
1	新栄町 こども園	新栄町 75-30	83- 5500	平成 31 年 4 月	80	1,373.70	618.42	鉄筋コン クリート

（2）石垣市発達支援児保育事業

①目的

保育の必要があり、かつ心身の発達に支援を要する児童及びこれらに準ずる児童を、集団保育のなかで、適切な指導を実施することによって、他の児童とともに健全な社会性の成長、発達を促すことを目的とする。

②入所状況

施設名称		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市立	大川保育所	3人	3人	3人	5人	6人	5人	8人
	伊原間保育所							
	へいしんこども園				1人	3人	2人	2人
	おおはまこども園				3人	2人	3人	4人
	まさらこども園						2人	1人
	あらかわこども園			1人	2人	1人		1人
	かびらこども園							
計		3人	3人	4人	11人	12人	12人	16人

2. 石垣市子どもセンターについて

児童福祉法第40条の規定に基づき、児童に健全な遊びをとおして、その健康を増進し、情操を豊かにするため、石垣市子どもセンターを設置する。

◆ 名称及び位置

名 称	位 置
石垣市子どもセンター	石垣市字登野城1357番地の1 (石垣市健康福祉センター内1階)
石垣市とのすく児童館	石垣市字登野城890番地12

◆ 事 業

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供
- (2) 児童の情操指導
- (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

◆ 開館時間

月曜日から土曜日までの午前10時から午後6時まで。

◆ 休館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、こどもの日は除く。
- (3) 慰霊の日(6月23日)
- (4) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

◆ 子どもセンターの利用について(0歳から18歳の児童が利用できます。)

- ・子どもセンターでは、家庭との連携をとるため、利用者登録を行っています。
- ・幼児(おおむね4歳以下の児童)の利用については、保護者同伴とします。
- ・同伴するお子さんの安全面への配慮は忘れずにしましょう。
- ・午前中は、乳幼児の遊びの場、及び保護者の交流の場。
- ・午後は、学校帰りの子ども達の遊びの場、交流の場。
- ・お金や貴重品、おもちゃは、できるだけ持たせないようにしましょう。
- ・病気のときは、来館させないようにしてください。(流行性疾患の場合は、利用できません)
- ・暴風警報中は、子どもセンターを閉所します。

◆ 子どもセンターでは、いくつかの講座が開催されています。

- ・三線教室(小学生4～6年生)
- ・卓球クラブ(小学生1～6年生)

◆ 夏休みには、創作教室や川遊び等、年齢に合わせていくつかの企画があります。

◆ 午前中は、乳幼児に合わせた絵本の読み聞かせや、季節に沿ったレクリエーションなど、同じ年の子を持つお母さん達の交流の場として多くの親子の皆さんが訪れます。

◆ 利用状況

(令和4年度：延べ人数)

施設名	乳幼児	就学前児童	小学校	中学校	高校生	児童合計	団体	大人	総合計
石垣市子どもセンター	5,118	791	6,286	564	151	12,910	342	7,316	20,226
石垣市とのすく児童館	2,930	160	7,541	382	27	11,040	4,044	5,738	16,778

3. 石垣市ファミリーサポートセンターについて

石垣市ファミリーサポートセンターは、地域において、児童の援助を行いたい者（おたすけ会員）と援助を受けたい者（おねがい会員）が行う会員制相互援助活動を支援することにより、子育てを行っているすべての家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と家庭を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の増進に資することを目的としています。

◆ 名称及び位置

名 称	位 置
石垣市ファミリーサポートセンター	石垣市字登野城 130 番地

電話：0980-87-0655

FAX: 0980-87-0656

E-mail：ishigakifamisapo@chime.ocn.ne.jp

◆ 電話受付時間

月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 6 時まで。

(※時間外問い合わせ先：080-1786-4385)

◆ 会員数

	令和4年度 入会数	令和5年3月現在 会員数
お願い会員	130 人	1,190 人
お助け会員	4 人	110 人
どちらも会員合計	2 人	20 人
合 計	136 人	1,320 人

◆ 活動状況

(令和4年度：延べ人数)

活 動 内 容	回数
1 保護者就労の際の子どもの預かり（通常通園・通学有）	73
2 保護者就労の際の子どもの送迎及び預かり（通常通園・通学有）	71
3 保護者就労の際の子どもの送迎（通常通園・通学有）	40
4 保護者就労の際の子どもの預かり（常時通園・通学無）	280
5 保護者就労の際の子どもの送迎及び預かり（常時通園・通学無）	0
6 保護者就労の際の子どもの送迎（常時通園・通学無）	0
7 保護者や他の子などの病気の際の子どもの預かり	17

8	保護者や他の子などの病気の際の子どもの送迎及び預かり	0
9	保護者や他の子などの病気の際の子どもの送迎	12
10	保護者の求職活動及び職業訓練などの際の子どもの預かり	4
11	保護者の求職活動及び職業訓練などの際の子どもの送迎及び預かり	0
12	保護者の求職活動及び職業訓練などの際の子どもの送迎	0
13	保護者のリフレッシュや産後の休養などの子どもの預かり	6
14	保護者のリフレッシュや産後の休養などの子どもの送迎及び預かり	0
15	保護者のリフレッシュや産後の休養などの子どもの送迎	0
16	保護者の就労以外（1～15 以外）の事由での子どもの預かり	148
17	保護者の就労以外（1～15 以外）の事由での子どもの送迎及び預かり	17
18	保護者の就労以外（1～15 以外）の事由での子どもの送迎	0
19	その他センターの目的に適合する育児支援を行う	58
20	病児病後児の預かり	6
21	病児病後児の送迎及び預かり	0
22	病児病後児の送迎	0
合 計		732

4. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としています。

	ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話	開 所 年月日	認可 定員	敷地面積 (㎡)
1	ど ん ぐ り の 童 学 童 ク ラ ブ	字新川 2307-2	83-2755	昭和 57 年 4 月 1 日	50	82.5
2	こ ど も の 家 室 学 童 ク ラ ブ	字平得 41-1	87-6171	平成元年 4 月	45	79.75
3	が く ど う ク ラ ブ ち ゅ ら ハ ウ ス	字登野城 891-1	88-7279	平成 17 年 4 月 1 日	40	115
4	が く ど う し ひ な わ し	字平得 120-9	080-6488- 5316	平成 17 年 4 月 1 日	29	48.12
5	と の し ろ 学 童 ク ラ ブ	字登野城 244	87-6343	平成 27 年 4 月 1 日	32	49.5
6	マ ー ペ ー 学 童 ク ラ ブ	野底小学校内	080-6485- 1870	平成 27 年 4 月 13 日	22	36.0
7	ど ん ぐ り 第 ニ 学 童 ク ラ ブ	字新川 2313-6	83-2755	平成 28 年 4 月 1 日	36	59.4
8	ゆ い ま ー る 学 童 ク ラ ブ	伊野田小学校内	090-8750- 5745	平成 28 年 4 月 20 日	30	160.0

9	こども創造塾 そらとかぜ	字真栄里 101	87-9148	平成 29 年 11 月 1 日	40	121.0
10	みかわ 学童クラブ	川原小学校内	080-8582- 7276	平成 30 年 4 月 2 日	25	42.0
11	としろ学童 クラブ青空	字登野城 248 1F	87-5155	平成 31 年 4 月 1 日	74	62.0
12	石垣小学校 放課後児童クラブ	石垣小学校内	080-2783- 8657	令和元年 6 月 1 日	35	64.0
13	はなまる学童クラブ	宮良小学校内	080-3960- 8811	令和 2 年 4 月 1 日	40	82.0
14	みらいの宝学童クラブ	新栄町 22-1	87-7747	令和 2 年 4 月 1 日	25	61.0
15	新川小学校 放課後児童クラブ	新川小学校内	070-2646- 4282	令和 2 年 7 月 1 日	35	64.0
16	志来帆&しらほ学び館	白保小学校内	090-1087- 2764	令和 3 年 1 月 4 日	30	50.0
17	虹の和学童クラブ	字大浜 676	090-6864- 2157	令和 3 年 4 月 1 日	35	59.31
18	虹の和第二学童クラブ	字大浜 676	090-6864- 2157	令和 4 年 4 月 1 日	13	22.0
19	しらほ学童クラブ	字白保 118	090-1087- 2764	令和 4 年 5 月 2 日	30	110.0
20	わかば学童クラブ	字川平 969	87-6800	令和 4 年 9 月 1 日	40	155.0
21	F C A 学童	字平得 163-2	080-8360- 6997	令和 5 年 4 月 1 日	29	49.12
22	学童クラブ湊	字登野城 373	070-3803- 3710	令和 5 年 4 月 1 日	25	90.0
23	さとうみ児童クラブ	字登野城 1276- 5	080-6495- 8663	令和 5 年 4 月 1 日	20	49.0

5. 地域子育て支援拠点事業について

子育て中の親子に対する情報交換・相談を行い、育児不安の解消や親子が自由に遊べる場所を提供します。

	施設名	所在地	電話	対象児、料金
1	地域子育て支援センター 「こっこーま」	字大川 70 (大川保育所 2 階)	88-5219	保育所(園)に通っていない子・就学前児童 ※無料
2	地域子育て支援センター 「ゆい」	字登野城 900 (オリーブ保育園内)	82-5096	0 歳～4 歳 ※有料
3	地域子育て支援センター 「なごみの広場」	字大浜 436 (認定こども園なごみの広場内)	88-7850	就学前児童 ※有料
4	地域子育て支援センター 「みるくる」	新栄町 7 (認定こども園新栄町こども園内)	83-5500	就学前児童 ※無料

6. 利用者支援事業について

子育て中の親子や妊娠中の方などの相談等に寄り添った支援を行うことを目的とし、利用者支援員が、育児や保育サービスに関する情報提供や利用に向けて支援します。（平成30年7月1日から事業開始）

- ◆ 利用者支援員の主な業務
 - ・ 保育サービス等の利用に関する相談業務
 - ・ 子育てに関する相談業務
 - ・ 保育施設、保育サービス等の情報収集
- ◆ 相談受付時間
月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時を除く）
※祝祭日を除く
- ◆ 相談場所
石垣市福祉部こども未来局子育て支援課内
電話：0980-82-1704

児 童 福 祉

[担 当]

こども家庭課 給付係・福祉係

(給付係) 電話 87-0771

(福祉係) 電話 87-9064

FAX 82-8055

こども家庭課 家庭相談室

電話 87-9009

1. 児童福祉について

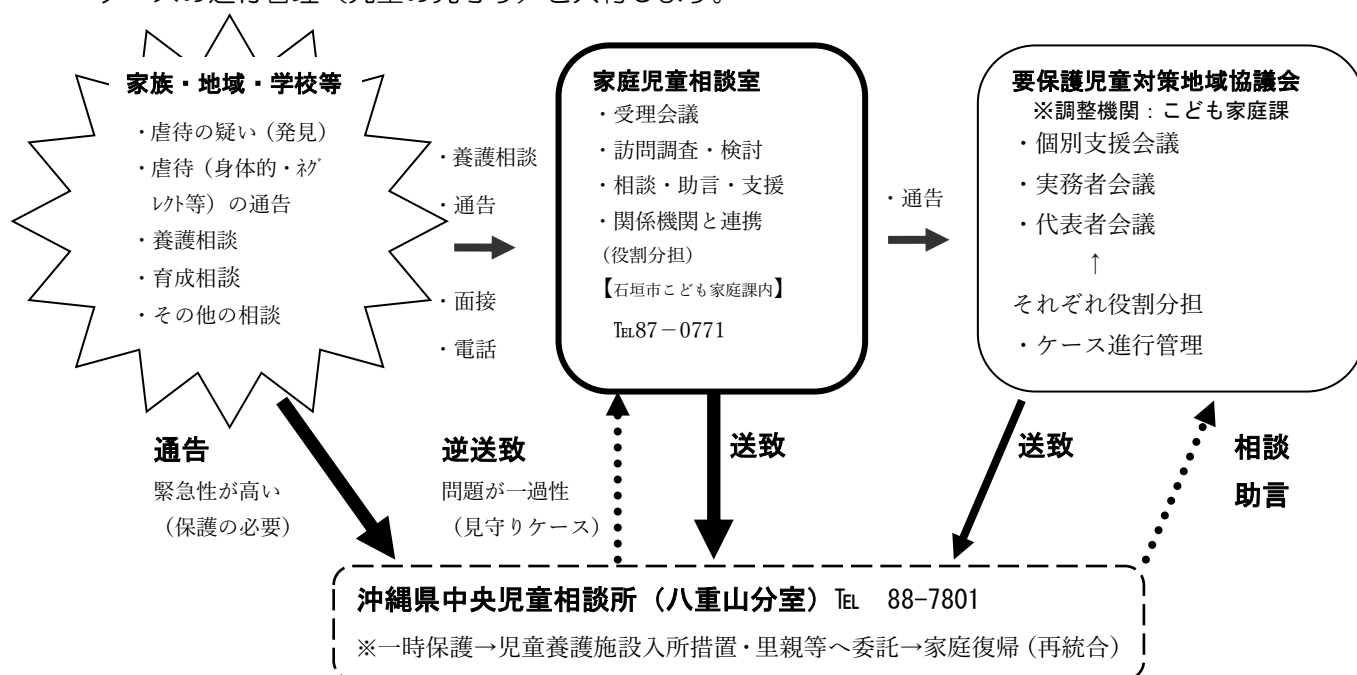
児童福祉法には「全ての児童は、その生活を保障され、愛護される権利を有する。全ての国民は児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と児童福祉の理念をうたい、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と児童育成の責任を明らかにしています。この理念と責任が、すべてにつらぬかれ、児童の福祉が保障されます。

本市では、家庭における人間関係の健全化、児童養護の適正化等、その他家庭児童福祉に関する相談指導業務等を充実させるために、家庭相談員（3人）が家庭児童相談室に配置されています。

（１）家庭児童相談室

児童虐待の通告受理、発見、児童相談所への送致、児童健全育成の養育相談等の広い分野を担います。下記「相談したいことから」欄からの発見や地域、学校、保健所、警察、児童委員等による児童虐待等の通告を受けて相談・支援をします。また、虐待の緊急性（保護の必要）が高いと判断される時は、児童相談所の介入を求め、当該ケースを児童相談所に送致します。

尚、一時保護までは至らないケースについては、個別支援会議、要保護児童対策地域協議会等においてケースの進行管理（児童の見守り）を共有します。



相談したいことから	1. 性格・生活習慣等	…神経質、わがまま、友人関係、食事、清潔の習慣、夜尿、つめかみのくせ
	2. 知能・言語	…知能の遅れ、言葉の遅れ等
	3. 学校生活等	…人間関係：友人・教師関係等、不登校：学校・幼稚園・保育所 その他：怠学・エスケープ等
	4. 非行	…盗み、浮浪、深夜徘徊、家出、問題行動
	5. 家族関係	…虐待（ケガや暴力等身体的虐待、置き去りや養育の放棄・拒否・怠慢・性的虐待・心理的虐待）、親子間・親族と児童の関係等
	6. 環境福祉	…子どもの養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境、マスコミ等

家庭児童相談室における相談種類別受付（延べ件数）

（令和5年3月31日現在）

相談内容	養護相談		保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
平成28年度	59	35	3	1	2	2	22	0	21	19	164
平成29年度	72	18	2	3	0	3	19	0	33	42	192
平成30年度	31 (127)	20 (32)	2 (2)	1 (1)	0	1 (1)	0	2 (2)	57 (85)	35 (59)	149 (310)
令和元年度	201	82	0	0	0	0	3	3	34	39	362
令和2年度	231	260	0	0	0	0	3	20	41	68	623
令和3年度	235	275	0	3	0	0	5	6	24	139	687
令和4年度	110	628	2	1	0	2	80	1	1	435	1,260

（2）助産施設入所について

母子保健上助産施設への入院が必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産のできない妊産婦へ助成します。（各医療機関加入者で非課税世帯が対象です。）

助産施設：沖縄県立八重山病院

助産施設入所状況

（令和5年3月31日現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入所決定件数	4	10	14	5	8

2. ひとり親家庭及び寡婦福祉について

すべてのひとり親家庭等には、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母及び父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも同様な保障がされ、その生活の安定と向上のために必要な施策を実施しています。

（1）母子等世帯数及び理由別状況

（令和5年3月31日現在）

	全体	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
世帯数	806	10	652	2	89	53
割合（％）	100	1.2	80.9	0.2	11.0	6.7

（２）母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子・父子及び寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため福祉資金の貸付申請を受け付けています。

※申請後の審査及び貸付は、八重山福祉事務所で行います。

〈貸付の対象者〉

- ・母子家庭の母又はその児童（20 歳未満）
- ・父子家庭の父又はその児童（20 歳未満）
- ・寡婦（かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方）
- ・40 歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。）
- ・父母のいない児童

（３）母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る為の事業です。但し、請求者、又は同居の扶養親族の所得が限度額を超えた場合は助成を受けられません。市内に住所があり、医療保険法の規定による被保険者、被組合員または被扶養者が対象となります。

種 類		対 象 者	請求に必要なもの
通 院	1 人 1 か月 1 保険医療 機関につき 1,000 円を 超える分を 助成（一部 自己負担分 有）	・母子家庭の母と児童 ・父子家庭の父と児童 ・父母が死亡した児童または養育する父母がいない児童 ・父又は母が、児童扶養手当で定める障害の程度にある家庭の障害がない方の親と児童 ※児童とは 18 歳までの子どもで、18 歳に達した日の属する年度の末日まで	・医療費助成受給者証 ・健康保険証 ・医療費点数が記入されている領収証 ※自動償還を活用した場合、窓口申請不要
入 院	一部自己負担分無	同 上	同 上

※医療費は各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。

受給者数

（令和5年3月31日現在）

	母子家庭		父子家庭		養育者家庭	計		年間延べ支給件数	
	母	児童	父	児童	児童	父母	児童	父母	児童
R 3	787	1,367	99	173	16	886	1,556	4,329	3,445
R 4	751	288	94	38	3	845	329	4,600	1,354

（４）母子家庭等日常生活支援事業（生活援助・子育て支援）

ひとり親家庭及び寡婦が自立促進するために必要な事由や疾病などの理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは日常生活を営むのに支障がある際に家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図ります。

3. 児童扶養手当について

父母の離婚等により父、又は母と生活を共にできない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です（外国人についても支給の対象となります）。なお、受給開始から5年経過した受給者等で就労意欲のないものについては手当額の最大1/2が支給停止になります。

（1）受給資格者

次の事項に当てはまる児童（この場合の児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者をいいます）を監護している父、又は母、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。なお、児童が心身に政令で定める程度以上の障害を有する場合は、20歳になる月まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、母又は父と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した場合
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死があきらかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ 父母とも不明である児童（棄児など）

※次の場合は、手当を受けることができません

- ① 手当を受けようとする人、及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童が父又は母の死について支給される公的年金（遺族年金など）を受けることができ、年金月額の方が手当月額より高い時
- ③ 父母、又は父母にかわりその児童を養育している人が公的年金を受けることができ、年金月額の方が手当月額より高い時
- ④ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）へ入所又は里親に委託されている場合

（2）手当の額（月額）

（令和5年4月1日施行）

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人	44,140円	44,130円～10,410円
児童2人の加算額	10,420円	10,410円～5,210円
児童3人以上の加算額 （1人につき）	6,250円	6,240円～3,130円

☆支給額は、前年（若しくは前々年）の扶養人数及び所得額に応じて決定されます。

(3) 手当の支給

手当は、認定されると申請した月の翌月分から支給対象となります。

支払月は、年に6回(奇数月)で、各支払期に前月までの手当を支給します。

(11日が土日祝日の場合はその直前の金融機関の営業日)

○3月～4月分の手当・・・・・・・・・・5月11日

○5月～6月分の手当・・・・・・・・・・7月11日

○7月～8月分の手当・・・・・・・・・・9月11日

○9月～10月分の手当・・・・・・・・・・11月11日

○11月～12月分の手当・・・・・・・・・・1月11日

○1月～2月分の手当・・・・・・・・・・3月11日

(4) 児童扶養手当受給者数(令和5年3月31日現在)

(世帯類型別)

年度	母子	父子	養育者	計
R1	722	86	11	819
R2	736	77	11	824
R3	752	80	11	843
R4	714	83	9	806

(支給事由別)(令和5年3月31日現在)

年度	離婚等	死別	障害	遺棄	拘禁	未婚	生死不明	計
R1	696	10	10	6	0	97	0	819
R2	705	10	9	4	0	96	0	824
R3	719	10	8	4	0	102	0	843
R4	697	10	8	2	0	89	0	806

4. 特別児童扶養手当について

身体や精神に障害を有する20歳未満の児童に対し手当を支給することによって、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

(1) 受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神に別表に該当する程度の障害がある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人(養育者)です。

※次の場合は、手当を受けることができません

★児童が

- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③ 児童福祉施設等に入所しているとき

★父（又は母）、養育者が

① 日本国内に住所を有しないとき

（２）手当の額（月額）

（令和５年４月１日施行）

区分	１級	２級
児童１人	53,700 円	35,760 円

☆前年（もしくは前々年）の所得によって手当の支給が停止されることがあります。

（３）手当の支給

○12月～3月分の手当・・・・・・・・・・4月11日

○4月～7月分の手当・・・・・・・・・・8月11日

○8月～11月分の手当・・・・・・・・・・11月11日

（11日が土・日曜日及び休日の場合は、その直前の金融機関の営業日）

（４）特別児童扶養手当受給者数

（令和５年３月３１日現在）

年 度	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	知的障害	内部障害	精神障害	その他	計
令和元年度	14	2	2	105	6	26	0	155
令和２年度	11	1	3	94	5	27	1	142
令和３年度	9	1	0	94	8	44	2	158
令和４年度	10	0	0	114	9	45	2	180

児童の障害の程度

1 級	2 級
1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢の全ての指を欠くもの 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

5. 児童手当

平成24年4月から新たに児童手当がはじまりました。これに伴い、平成22年4月に始まった子ども手当は平成24年3月分（支給月は6月）までとなりました。

（1）趣旨

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

（2）支給対象

中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）前の児童を養育している方に支給されます。

（3）支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前まで	第1子・第2子は10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

また、令和4年10月支給分より、所得上限限度額以上の場合は、児童手当等は支給されません。

なお、その後の所得が所得上限限度額未満となった際には、新たに認定請求することで支給を受けることができます。

（4）支給時期

児童手当は、原則として申請した月の翌月分から手当が発生します。ただし、誕生日や入日（異動日）が月末に近い場合、誕生日や転入日の翌日から数えて15日以内に申請をすると、申請日が翌月になった場合でも申請月分から手当が発生します。

支給月は、毎年6月、10月、2月で、それぞれの前月分までが支給されます。

（5）児童手当支給状況

	児童手当				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	4,187人	4,089人	4,038人	4,055人	3,847人
算定基礎延人数	92,629人	90,867人	88,802人	87,409人	85,516人
支払金額	1,068,065千円	1,047,315千円	1,021,755千円	1,005,330千円	984,350千円

6. 女性相談業務について

売春防止法 34 条第2項の規定及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき、要保護女性または母子の早期発見に努め、必要な相談、調査、支援等を行う。（被害者を女性に限定していないが、配偶者からの被害者は、圧倒的に女性が多い。）また、関係機関と連携を取りながら女性の諸問題（離婚等）の相談を実施している。平成30年度より、ひとり親家庭の母子及び父子の自立支援を兼ねた母子父子自立支援員兼女性相談員 2 名を配置している。

◆ 相談

① 来所による相談 ② 電話による相談 ③ 出張による相談 ④ 手紙等による相談

◆ 調査

本人及びその家庭環境などについて、必要な調査及び関係機関（八重山福祉事務所内にある八重山配偶者暴力相談支援センター）との調整を行う。

◆ 判定

相談、調査の結果医学的、心理的又は、身体的な問題を理解し援助するために、女性相談所その他の専門機関の判定を求める。

◆ 支援

相談、調査、判定の結果に基づき、保護更正を図り他法、他施策の活用等について支援する。

◆ 一時保護のための送致

緊急に保護が必要である時は、八重山配偶者暴力相談支援センター、女性相談所等関係機関と連携を取り送致する。

◆ DV 相談及び女性相談状況（令和4年度）

【DV相談】

（令和5年3月31日現在）

来所相談		電話相談	一時保護
新規	再来（延）	受信（延）	
7件	5件	3回	0件

【DV 以外の女性相談】

（令和5年3月31日現在）

来所相談		電話・メール相談	一時保護
新規	再来（延）	受信（延）	
68件	109件	30回	0件

7. 子どもの貧困対策について

沖縄県における子供の貧困の実態は、深刻な状況にあり、貧困の中で子供達は課題を抱えている。石垣市においても同様の課題があることから、子供の貧困対策を強力に推進するため、平成28年度より「子供の貧困緊急対策事業」に取り組んでいる。

(1) 子どもの貧困対策支援員配置事業

支援を必要とする子供に関して、学校等の関係機関との情報共有及び子どもを就学援助や子供の居場所などの支援につなげるための調整を実施。

【配置人数及び支援状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支援員数	3人	2人	3人	3人
延べ支援世帯	78世帯	42世帯	47世帯	41世帯
延べ支援人数 (うち子供数)	237人 (139人)	118人 (69人)	123人 (64人)	127人 (68人)

(2) 子どもの居場所運営事業

放課後から家庭への繋ぎの場所として、子供が安全・安心に過ごすことができ、心のよりどころとなる場所の運営を行い、「食事の提供」、「学習支援」、「生活指導」を通して子どもの健康状態や学習意欲の向上を図るための支援を行う。

【子どもの居場所（子どもホッ！とステーション）施設一覧】

	施設名	設置日	開所日	定員	対象者	支援内容
1	子どもホッ！とステーション	H28.7.1	月～金 14時～22時	35名	・関係機関との協議により認定された児童生徒	様々な野外活動を通じたキャリア形成の支援
2	子どもホッ！とステーション未来塾	H29.6.13	火・水・木 18時～21時	25名	・関係機関との協議により認定された生徒 ・主に中学3年生	高校受験合格を目指した学習支援
3	まきら子どもホッ！とステーション	H29.8.24	月～金 14時～18時	50名	・主に小学校低学年	家庭学習の習慣化と遊びを通じた心身の発達向上支援
4	いそべ子どもホッ！とステーション	H30.12.11	月・水・金 14時～18時	30名	・主に小学校低学年	家庭学習の習慣化と遊びを通じた心身の発達向上支援

(3) 若年妊産婦の居場所運営事業

長期的にケアが必要な若年妊産婦等に対して、出産・子育てが安定して行える環境が整うまでの居場所の確保を支援する。

【利用実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用人数	5	7	11	5
延利用人数	347	476	398	173

地 域 福 祉

[担 当]

福祉総務課 総務係

電話 87-5515

FAX 82-1580

1 民生委員・児童委員について

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）によってその設置が定められ、また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）によって同時に児童委員を兼ねることになっています。そのため、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。

民生委員・児童委員は、地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、無報酬で地域の人々の福祉向上のために活動するとともに、「社会奉仕の精神」、「基本的人権の尊重」、「政党・政治目的への地位利用の禁止」を基本姿勢として、地域住民の皆さんの立場に立って活動を行っています。また、行政との橋渡し役としても役割を果たしています。



（1）関係法令

民生委員法、同法施行規則、児童福祉法、石垣市民生委員推薦会規則

（2）委嘱

石垣市推薦会の推薦に基づき沖縄県知事による推薦、厚生労働大臣が委嘱

（3）任期

令和4年12月1日から令和7年11月30日迄の3年間 再任可

（4）報酬

無報酬（ボランティア）

（5）活動の基本

① 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

② 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります。

③ 情報提供のはたらき

公的福祉サービスについて、その内容や情報を住民に提供します。

④ 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉ニーズに応じたサービスが受けられるように関係行政機関、施設、団体等に連絡等を行います。

⑤ 調整のはたらき

住民ニーズに、最も適合なサービス提供が行われるよう関係機関との調整をします。

⑥ 生活支援のはたらき

要支援者を支援する体制を構築するため、住民や福祉関係者にはたらきかけ、住民自らが福祉活動に参加するよう働きかけ、支援グループを発掘し、育成・推進していきます。

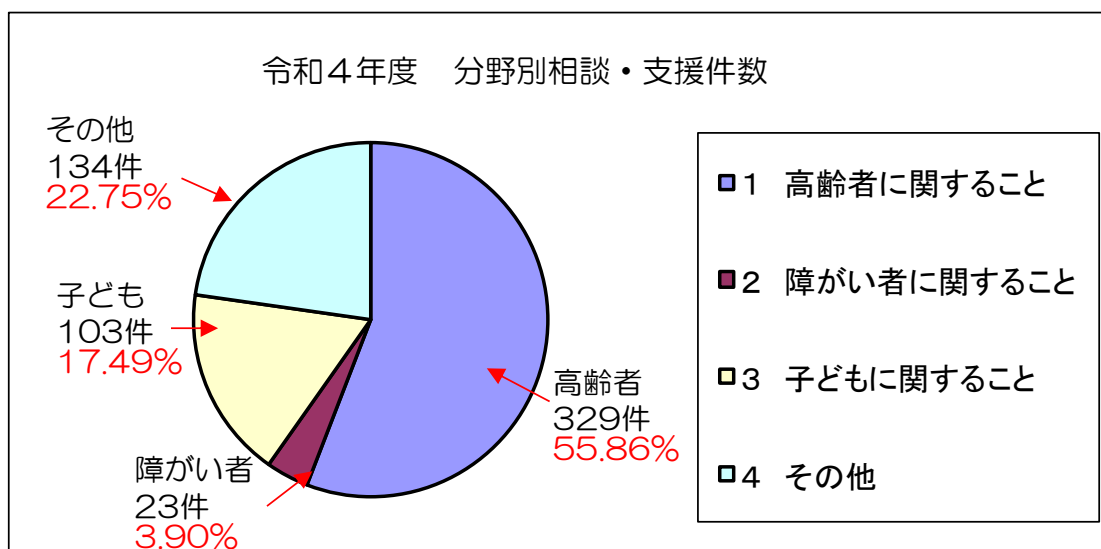
⑦ 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、住民の立場から、協議会を通じて、関係機関などに意見を提起します。

(6) 民生委員・児童委員の活動状況（令和4年度実績）

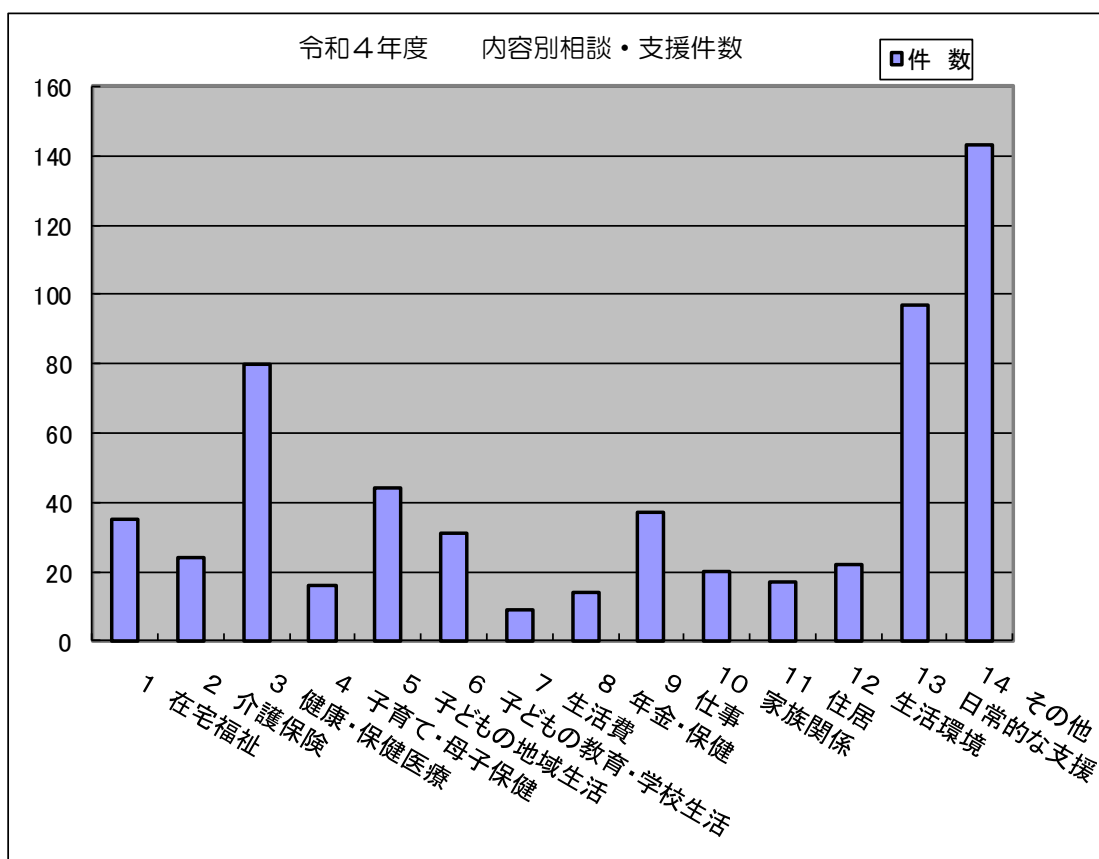
① 分野別相談・支援件数

項 目	件 数	比 率
1 高齢者に関すること	329	55.86%
2 障がい者に関すること	23	3.90%
3 子どもに関すること	103	17.49%
4 その他	134	22.75%
計	589	100%



② 内容別相談・支援件数

項 目	件 数	比 率
1 在宅福祉	35	5.94%
2 介護保険	24	4.07%
3 健康・保健医療	80	13.58%
4 子育て・母子保健	16	2.72%
5 子どもの地域生活	44	7.47%
6 子どもの教育・学校生活	31	5.26%
7 生活費	9	1.53%
8 年金・保健	14	2.38%
9 仕事	37	6.28%
10 家族関係	20	3.40%
11 住居	17	2.89%
12 生活環境	22	3.74%
13 日常的な支援	97	16.47%
14 その他	143	24.28%
計	589	100%



2 地域福祉ネットワーク事業について

公民館を拠点として、地域住民が相互に協力し、一人暮らしや認知症の高齢者、障がい者などの要援護世帯に対して、日常的な見守りや生活支援を行うためのネットワークづくりと、地域の多様な福祉ニーズに対応するために、住民参加の福祉サービスの構築を行うことを目的としている事業です。

（１）福祉ニーズの把握及び福祉活動についての住民への啓蒙活動

福祉活動についての情報提供により、地域住民へ活動周知を図りました。また、各種個別の相談を受け付け、適当な機関への繋ぎの支援を行いました。

- ① 相談受付件数 ３件（内高齢者１件、その他２件）
- ② 石垣市社会福祉協議会ホームページ及び各種公式 SNS アカウント（３種）を活用し、適宜情報発信を行いました。

（２）地域内ボランティア活動に関する相談、登録斡旋及び研修

- ① ボランティア活動拠点としてボランティア活動推進室の貸出
- ② 高校生を対象としたボランティア体験説明会の開催
- ③ ボランティア派遣依頼に対する登録ボランティアの派遣

【令和４年度実績】

○ボランティア保険加入：個人 20 名、11 団体（1,493 名）

○ボランティア推進室利用状況：3 団体（46 名）

○ボランティア斡旋状況

視覚障がい者のカラオケサロン	延べ 5 名
児童館・こども食堂のボランティア	4 名
夏休み高校生ボランティア	78 名
歳末お掃除ボランティア	41 名
草刈りボランティア	1 名
フードバンク配布会へのボランティア協力依頼	12 名

（３）住民組織、ボランティア団体、行政機関等のネットワーク形成

地域の助け合いを目的に、要支援世帯に対する見守り活動として結成した「地域見守り隊」が、石垣字会で２年目を迎えました。石垣字会での活動を参考に、今後も公民館単位での「地域見守り隊」の結成を推進していきます。

（４）住民参加型福祉活動の支援

- ① ふれあいサロン（高齢者や障がい者等の寄り合い活動）の開催
- ② フードドライブ（フードバンク）事業の実施
- ③ 救急医療情報キットの配布と活用

【令和4年度実績】

- ふれあいサロン（GG マンタ会）・・・参加人数延べ 2,256 名
- 救急医療情報キットの配布・・・・・・・・・・・・ 13 件
- フードバンク事業・・・・・・・・・・・・配布食数 968 食（66 世帯）
受入食数 2,847 食（20 件）
- フードバンク配布会の実施・・・・・・・・・・・・3 回

（5）企画及び調整

- ・地域福祉コーディネーターの配置（2 名）
- ・中圏域（単位民生委員活動地区）における民生委員活動の推進
- ・各種事業実施にあたっての関係団体との連絡調整等

3 石垣市福祉のまちづくりについて

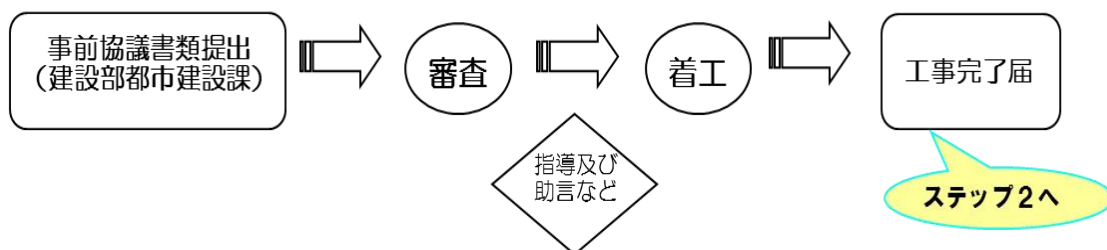
私たちのまわりには、高齢者、障がい者、妊産婦、怪我をしている人など、様々な人が暮らしています。

石垣市では、すべての市民が安心かつ快適に暮らすことが出来、さらに誰もが存分に石垣島の観光を楽しむことができるよう「石垣市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例の定める基本方針に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。

(1) 特定生活関連施設の建設等について

石垣市内において、建築物を新築・新設・増設等計画する場合、用途や規模に応じて、福祉のまちづくり条例で定める基準に適合させる必要があります。

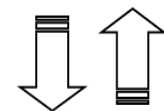
ステップ1 特定生活関連施設の建設についての手続き



ステップ2 福祉のまちづくり適合証の交付について



石垣市福祉のまちづくり適合証



審査委員会

※審査委員会による現地調査によっては、不交付となる場合もあります。その場合、不服申し立てを行い再審査を受けることができます。



○ 石垣市福祉のまちづくり適合証交付審査委員会による現地調査の様子

(2) 特定生活関連施設等一覧

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	児童福祉施設、身体障害者社会支援施設、 精神障害者社会復帰施設、保護施設、婦人保護施設、 障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、 母子福祉施設、母子保健センター、介護老人保険施設、 授産施設、その他これらに類する施設	すべて
	病院、診療所	
	官公庁施設	
	学校、自動車教習所、図書館、博物館、美術館、 公民館	
	集会場、公会堂	
	ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	銀行等の店舗	
	百貨店、マーケット、物品販売店、飲食店	床面積の合計 200㎡以上
	質屋、クリーニング取扱店、旅行業者、貸衣装屋、 理容所、美容所、その他これらに類するサービス業 を営む店舗	床面積の合計 100㎡以上
	停留所、船舶離発着施設、旅客施設、空港、 バスターミナル	すべて
	自動車車庫(建築物である路外駐車場)	駐車場法による届出要のもの
	旅館、ホテル	床面積の合計 500㎡以上
	体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場、その他 これらに類するスポーツ施設	床面積の合計 1,000㎡以上
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場	
	展示場	
	公衆浴場	床面積の合計 500㎡以上
	公衆便所	すべて
	複合施設	床面積の合計 2,000㎡以上
	共用住宅又は寄宿舍(戸数が25戸以上のもの)の 共用部分	戸数が51戸以上又は 床面積の合計 2,000㎡以上
	事務所(官公庁舎除く。)	床面積の合計 2,000㎡以上
	工場	床面積の合計 3,000㎡以上
道路	国道、県道、市町村道	すべて
公園等	児童遊園、都市公園、緑地、動物園、植物園	
公共交通機関の 施設	停留所、船舶離発着施設、旅客施設、 空港、バスターミナルのうち、建築物以外のもの	
路外駐車場	路外駐車場のうち建築物以外のもの	駐車場法による届出要のもの

(3) これまでの経過について

平成9年度	○石垣市福祉のまちづくり条例制定
平成10年度	○石垣市福祉のまちづくり条例施行規則制定 ○石垣市福祉のまちづくり審議会規則制定
平成15年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付要綱制定
平成18年度	○平田観光（株）によるバリアフリーバスの導入 （内閣特命担当大臣表彰受賞） ○石垣港離島ターミナル施設のバリアフリー化
平成19年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第1号 （ホテルイーストチャイナシー） ○東運輸（株）が路線バスにバリアフリーバスを導入 ○石垣港離島ターミナル前に障がい者専用駐車場の設置 ○石垣空港ターミナル前に障がい者専用駐車場の設置 ○平成19年度沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰 （奨励賞1団体、2個人）
平成20年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第2号 （小規模多機能型居宅介護施設 つむぎの郷） ○石垣空港ターミナル内に点字ブロック設置 ○市内各小中学校体育館のバリアフリー化 ○道路の整備（石垣島气象台西通り、新川小学校北縦通り、 通称2号線の改修） ○平成20年度沖縄県福祉のまちづくり推進功労者表彰 （県知事賞1団体）
平成21年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第3号 （沖縄振興開発金融公庫八重山支店） ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第4号 （メイクマン石垣店） ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第5号 （東横イン石垣島）
平成22年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第6号 （よしもとこどもクリニック）
平成23年度	○市内公園トイレ整備 （舟蔵公園（通称児童公園）多目的トイレ全面改築）
平成24年度	○石垣市役所玄関前ピロティのスロープ改修
平成25年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第7号 （新石垣空港旅客ターミナルビル）
平成26年度	○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第8号 （石垣レンタカーステーション） ○石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第9号 （ケアセンターむつみ）

- 平成27年度
- 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第10号
(西松屋チェーン石垣真栄里店)
 - 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第11号
(ドラッグイレブン及び沖縄ファミリーマート(八島町))
 - 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第12号
(沖縄ファミリーマート(登野城))
- 平成30年度
- 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第13号
(〔仮称〕RASSO 沖縄 石垣島ホテル)
 - 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第14号
(海星小学校)
 - 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第15号
(石垣市中央運動公園子ども広場トイレ)
- 令和3年度
- 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第16号
(結い心センター【石垣市福祉避難所兼
ふれあい交流施設】)
 - 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第17号
(社会福祉法人清心福祉会 認定こども園
平得わらべ保育園)
 - 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第18号
(石垣市役所新庁舎)
- 令和4年度
- 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第19号
(学校法人大庭学園立石垣市認定こども園 新栄町こども園)
 - 石垣市福祉のまちづくり適合証交付 第20号
(竹富町新庁舎)



社会福祉団体

(令和 4 年 3 月末現在)

団 体 名	代 表 者	事 務 所	電話(連絡)
石 垣 市 社 会 福 祉 協 議 会	新 田 健 夫	登野城 1357-1 (健康福祉センター内)	84-2211 84-1199 (FAX)
石垣市身体障がい者団体協議会 (石垣市視覚障害者協会) (石垣聴覚障がい者友の会)	石 垣 里 八 (平良 常) (本村順子)	石垣市社会福祉協議会 (健康福祉センター内)	84-2211
石垣市民生委員児童委員協議会	島 尻 寛 雄	石垣市社会福祉協議会 (健康福祉センター内)	84-2211
石 垣 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	慶 田 城 久	老人福祉センター内	83-0062
石垣市ひとり親家庭福祉会	丸 山 さ い 子	登野城 1366 番地 1 石垣市まち・ひとづくり 支援センターA室	87-5885
八重山地区手をつなぐ育成会	山 田 善 博	大川 100 番地 3 (結い心センター2F)	83-4996

福祉の概要(令和 5 年度版)

令和 5 年 5 月

発行:石垣市福祉事務所

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里 672 番地

○福祉総務課	TEL:0980-82-5045
○障がい福祉課	TEL:0980-82-9947
○介護長寿課	TEL:0980-82-7158
○子育て支援課	TEL:0980-82-1704
○こども家庭課	TEL:0980-87-0771